

## 第六章 武家社会の展開と水戸地方

平安朝の後期からいちじるしくなった武士の興起の勢いは朝廷政治の衰退と分裂に乗じて、めざましい発展をつづけ、ついに藤原氏の権勢を圧倒して、武家政権を樹立するにいたった。その先駆をなしたものは平氏であったが、平家政権は、諸国の武士の統制と土地の支配を堅固に組織化しないうちに、自らの権威に酔って、内部腐敗をおこし、もろくも源氏のために打ち倒された。平氏に取って代わった源家政権は関東地方の武士勢力を基盤として成立したもので、平家政権がなお過渡的な政治形態を出なかったのに対して、純然たる武家政治の開創を目指し、鎌倉を覇府として、権力の強化を図った。

その権力強化の基本的方策としては、諸国の武士を鎌倉將軍家の御家人として、強固な主従関係のもとに統制するとともに、御家人を諸国の守護、庄園の地頭に任命して、軍事警察権と土地支配権とを拡大し、また朝廷の支配下にある諸国の国衙の官人をも御家人として、その国の支配の実権をにぎるなどの政策を採用した。こうして武士が主従関係に基づいて階級組織を結成し、土地農民を支配する体制＝封建制度が次第に成立し拡大した。しかるに朝廷の伝統的な権力は、なお諸国の国衙を通じて地方におよんでおり、かつ公家・大社寺の庄園支配も強固であったので、諸国の政治・経済の実態は、公家と武家、朝廷と幕府の二元的支配が、あるいは対立し、あるいは入りまじって、複雑な様相を現わしていた。

常陸国もまた、このような全国的な時代の流れの中にあつた。その上、常陸国は、鎌倉幕府の成立の基盤である関八州の一国であり、かつ幕府が特別の行政権を行使した東国十五カ国の一国であり、前代以来、国府を中心として大勢力を植えつけた大掾氏、および源氏の一族佐竹

氏、秀郷流藤原系の八田氏などが、各地に分立していたので、これらの常陸の諸氏と鎌倉幕府との関係もまた複雑であった。これらの関係が、郷土の歴史に種々の波瀾をおこした。しかし当時の水戸地方は、政治上でも経済上でも、また文化上でも、いまだ常陸の中心ではなく、城府としての水戸の地名さえ史上に現われていなかった。この地方の歴史としては、大掾一族の発展や、吉田神社と吉田庄および仏教諸宗の発展などに、時代の新たな動きが見られる。

本章では、主として、鎌倉幕府の開創からその滅亡にいたる時代の水戸地方史を取扱うのであるが、その記述は、この地方に武家社会が展開していく種々相を中心とし、つぎにこの地方の生活に深い関係をもつ吉田社と吉田庄を説明し、さらに郷土文化に重要な意義をもつ仏教諸宗の発展に説き及ぶものである。

## 第一節 鎌倉幕府と水戸地方の諸氏

### 源頼朝の覇業と常陸の形勢

平安時代の坂東（ばんどう）武士は、平将門の乱・平忠常の乱および前九年の役・後三年の役などの戦乱を経るうちに、しだいに勢力を拡大し、階級組織を強固にしたのであったが、都で平氏が政権をにぎるや、しばらくその支配に服した。しかし八幡太郎源義家以来、坂東武士の中には源氏の恩顧を受ける者が多かったので、平氏政権の坂東に対する統制力はなお強くなかった。治承四年（一一八〇）源頼朝が挙兵するや、たちまち坂東武士の支持を受け、その勢力を結集して平氏討伐に成功したのは、このためであり、これを機として、坂東の形勢にも大きな変化がおこった。

この時期の常陸の形勢をみるに、常陸大掾の多気（たき）義幹（筑波郡筑波町多気山）とその一族の小栗重成（真壁郡協和村小栗）および秀郷流藤原姓の八田知家（下館市八田）らが頼朝に応じたが、同じく清和源氏でありながら、佐竹忠義・弟隆義・その子秀義は頼朝の招きに応じなかった。そこで頼朝は、治承四年十月、駿河の富士川で平氏の軍を敗走させたのち、その年十一月、常陸に出陣して忠義を殺し、金砂山（久慈郡金砂郷村）に秀義を攻めてこれを破った。そして佐竹氏の奥七郡および太田・糟田・酒出などの所領を没収し、それを佐竹征伐に功があった諸氏に与えた。翌年の養和元年（一一八一）閏二月には信太（しだ）郡の志田（信太）義広が頼朝に不満を持って叛いた。義広は源為義の三男で、頼朝には叔父にあたり、保元の乱の後、信太郡浮島（稲敷郡桜川村浮島）に移り、ここを本拠としていた人物である。この乱は下野の小山、下総の結城・下河辺諸氏の軍勢によって鎮定され、常陸では小栗重成が鎮定軍に加わった。義広の所領は没収され、下河辺政義に常陸南郡が与えられた。多気大掾氏が佐竹征伐と志田義広の乱にどのような態度を示したか、明らかでない。しかるに元暦元年（一一八四）十一月十二日、吾妻鏡に、頼朝が常陸国の住人らに御家人となるべきことを命じたとの記事がみえているから、おそらくこの年、大掾氏をはじめ常陸の武士が頼朝と主従関係を結び、御家人として配下に服従することとなったのであろう。

頼朝は文治元年（元暦二年、一一八五）平氏を滅ぼしたのち、その年十一月、自分と不和となった弟義経・叔父行家の追捕のため、諸国に守護を置き、また諸国の庄園に地頭を置く権限を、朝廷から与えられた。これは源氏政権が成立する基礎となった。常陸国の守護は、頼朝の挙兵の当初から忠誠をつくした八田知家が、文治五年に任命された。

こうして頼朝の覇権が定まったので、佐竹秀義もまたその配下に帰

属した。文治五年の奥州藤原氏征伐のとき、八田知家は常陸守護として国内の御家人を指揮したが、佐竹秀義も多気大掾義幹もその中にあった。建久元年（一一九〇）十一月、頼朝が多く坂東武士をひきいて入洛したとき、吾妻鏡によると、八田知家は頼朝のすぐ側に添い、先陣の第九番目には馬場次郎（小次郎資幹）、第三十三番目には鹿島三郎（政幹）・小栗次郎（重成）、第五十一番目には多気太郎（義幹）が馬を走らせていた。常陸国吉田郡の土豪石川家幹の次男である馬場小次郎資幹が、その名を史書に現わすのは、この時が最初であろう。この馬場資幹こそ、鎌倉時代の水戸の歴史にとって重要な人物である。

鎌倉幕府の成立は、諸国の武士の勢力事情に変化をひきおこし、幕府と密接に結びついたものは勢力をのばすことができた。常陸では守護八田知家、その子孫の小田・宍戸両氏が幕府の権力を背景として、強固な地盤をきずいた。平姓大掾一族もまた平安時代以来の発展をさらにつづけた。これらに比べれば、佐竹氏の族党勢力はやや劣っていたように思われる。そして吉田郡内でとくに勢力を拡大したものは、平姓大掾氏の一族であった。

## 吉田三頭の発展

前章第四節に説明したように、平安時代の末頃、吉田郡内に勢力を植え付けた武士は、常陸大掾平国香の系、吉田太郎盛幹の子、幹清（幹晴とも書く）と石川次郎家幹の両頭であった。これを「吉田両頭」という。この石川家幹には一〇人の男子があり、これらの人々が吉田郡内の那珂川南岸の郷村に土着し、鎌倉幕府の御家人となり、郷地頭として土地を支配した。その発展の様子は、つぎの略系図（1）の示すとおりである。

第1表 石川家幹略系図



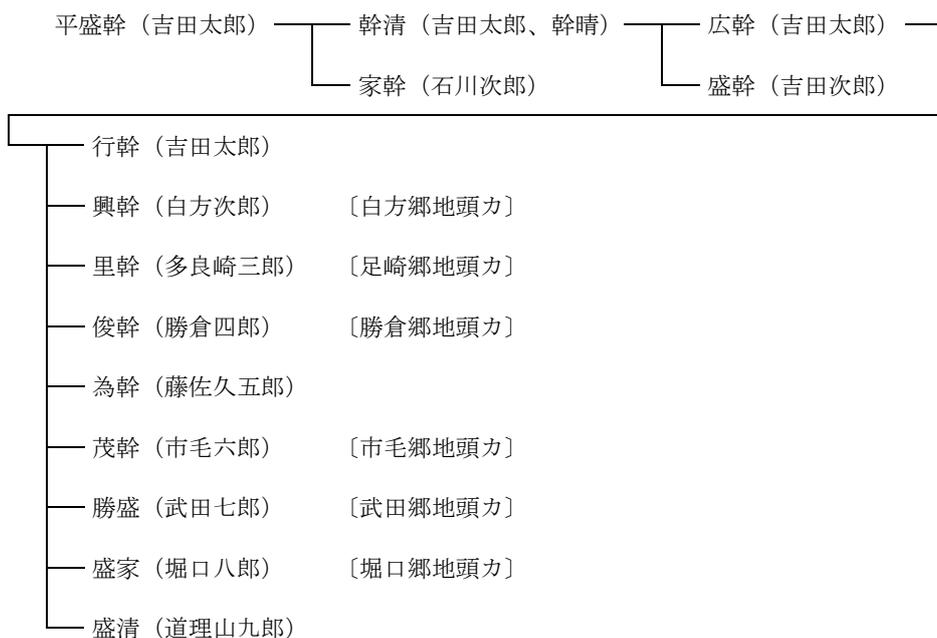
この石川次郎家幹系下の一〇人の男子の発展は、鎌倉時代の吉田郡にとっては、重要である。とくにその二男資幹が、常陸大掾多氣義幹の遺跡を継承して、常陸大掾となるに及んで、資幹の兄弟および子孫は、吉田郡内に蔓延した。(馬場系については、後に説明する) 家幹の女子「男殿」でさえも、建久三年(一一九二)吉田社領内に在家一宇つきの正作田(しょうさくでん)五町(そのうち一町は現在の水戸市内浜田にあった)を父からゆずられ、建久六年には荒野一町を開発しているほどである(2)。男殿の開発した田は、恒富郷真美穴林村にあったらしく、建保六年(一二一八)には、神宮寺別当領として薬王院に寄進された。

また家幹の六男高幹は、弟望幹を養子としたが、その系下は、望幹、

忠幹とつづき、忠幹の私有総田数は建長三年（一二五一）には、二二町四反半であった。この二二町余の私田は、おそらく彼が地頭の恒富郷にあったのであろう。ほかの家幹の九人の男子も、おそらくこの恒富家とおなじほどに私田を拡大していったと思われる。したがって、石川家幹系下の一族の吉田郡における繁栄は、まことにすばらしいものであったといえよう。

次に惣領家の吉田太郎幹清流の系下は、広幹、行幹とつづき、この広幹の子らの時代に、その一族は、那珂川の北岸の郷村に勢力をのぼした。その略系図（3）はつぎのとおりである。

第2表 吉田広幹略系図



すなわち吉田郡内では、那珂川の北岸は吉田惣領系、南岸は石川次郎系の一族という勢力分布である。

この両頭に加えるに、石川次郎系の馬場家が幕府の信任を得て、とくべつに勢力を拡大したので、これら三系を「吉田三頭」という。常陸大掾伝記に「吉田三頭ハ吉田・石川・馬場也、本吉田・石川両頭也、馬

場ハ近代、惣領ヨリ又分ル也、(中略)馬場ノ名字、近代亦惣領ヨリ分レ申ニ依テ、鹿島大役、府中ト分、南郡ノ役勤ラルル也、吉田三頭ハ何モ吉田ノ順番勤サル也、吉田郡役、吉田・石川両家ノ間、昔ノコトク勤ル也」とある。すなわち鹿島神社の大役は、馬場氏が府中(馬場氏は大掾職を継ぎ府中を兼帯した)と分けて南郡役を勤め、吉田郡役は吉田・石川両家で勤めた。

馬場氏は石川次郎家幹の次男資幹の系で、その略系図(4)はつぎのとおりである。

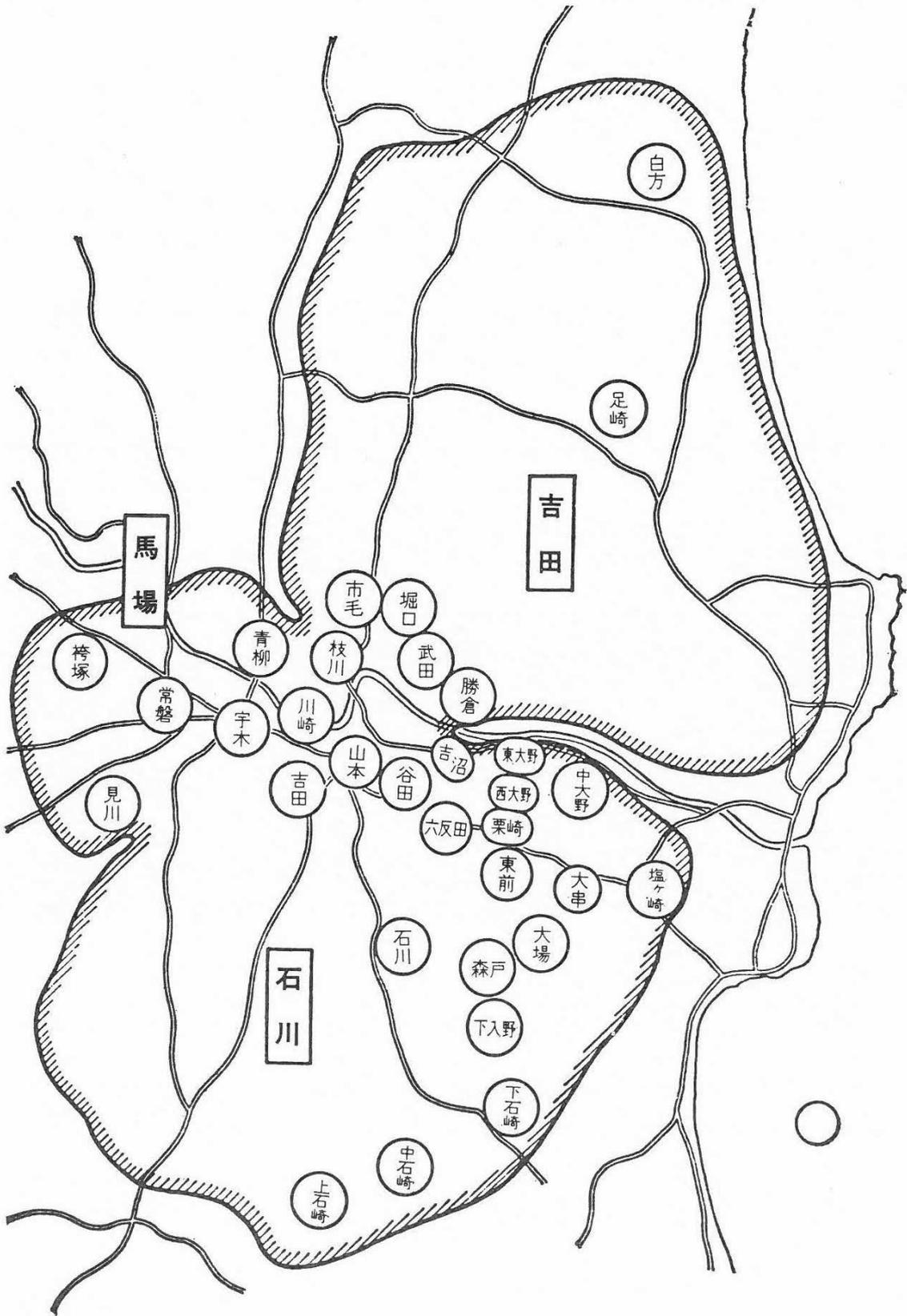
第3表 馬場資幹略系図



資幹が常陸大掾職を継いで、府中を兼帯し、その一〇人の子供たちが水戸付近に散在した発展ぶりは、まことにめざましいものである。以上の三頭のうちでは、石川系の進出がもっとも早く、吉田系がこれに次ぎ、馬場系がその後につづいたのであるが、鎌倉時代を通して、もっとも栄えたのは、馬場系である。

### 常陸大掾馬場資幹の登場

馬場資幹が建久元年（一一九〇）、頼朝入洛の晴れの行列の、先陣に加わったことは、前に記したとおりである。彼は平姓国香流の諸氏のうちでも、頼朝の信任がとくに篤かったらしく、幕府の大事な儀式には、しばしば参列し、また重要な職務にも預かったので、吾妻鏡には建久元年の後にも時々その姿を現わしている。



第 1 図 「吉田三頭」 勢力想定図

まず建久二年二月、頼朝の鶴岡八幡宮の参拝のときにも、馬場資幹は先陣の随兵となった。越えて建久四年六月には、かの名高い富士の裾野の巻狩が行なわれた。このとき、曾我兄弟の仇討ちがあったが、この仇討ちに関連して、当時の常陸大掾多氣義幹の没落、馬場資幹のその遺跡継承という事件がおこった。そのあらまは次のとおりである。

五月二十八日の曾我兄弟の仇討ちのとき、富士野の狩に参加していた常陸国の久慈郡の武士らは、夜討ちの騒ぎに仰天して逐電（ちくでん）してしまった。六月三日に頼朝は、この逐電をしたものの所領を没収した。また曾我兄弟の仇討ちのうわさが諸国にひろがり、地方の武士が頼朝の陣営に馳せ参じたので、急に人心が動揺し世情がものさわがしくなった。常陸守護八田知家は、この機会を利用して、日ごろその勢力を争っていた常陸大掾多氣義幹を、謀略によって没落させようと図った。

知家は、わざと一人の男を義幹のもとに遣わして、「八田知家は軍勢を集めて多氣義幹を討とうとしている」と密告させた。このため多氣義幹は、防戦の用意をはじめ、一族を招き集め、本拠の常陸多氣山城に楯籠った。その後、八田知家は、使者を義幹の所におくって「富士野の御旅館において狼藉（ろうぜき）があったとの報告を聞いたので、私は今から参上しようと思う、一緒に行こう」と言わせた。ところが義幹は、「所存があるから参上しない」と答え、ますます知家の心中をうたがい、戦備を怠らなかつた。六月七日、駿河国から鎌倉に帰ってきた頼朝は、その十二日に、八田知家の「多氣義幹野心あり」という訴えを聞き、驚いて義幹を召喚することにした。十日後の二十二日に多氣義幹は、召に応じて参上し、八田知家と対決した。知家は、つぎのように主張した。

「去月（五月二十八日）の曾我祐成の狼藉の事は、今月（六月）四日

になって承知した。それで早速富士野に参上しようと思って義幹を誘引したけれども、義幹は、一族郎党を集めて多気山城に立籠り、反逆を企てた」と。義幹はこれに対して、事の次第を陳述し、あやまったけれども、城郭を構え軍士を集めたことは言いのがれることができなかつた。その結果、多気義幹は岡部泰綱に預けられ、常陸国筑波郡・南郡・北郡などにおける所領は没収されて、一族の馬場資幹に賜わることになった。

ついで七月には、頼朝の挙兵以来功績のあった小栗重成の郎従（ろうじゅう）が、梶原景時のもとに馳せ参じて、重成の発狂のことを伝えた。「重成は、今年鹿嶋社の造営行事を命ぜられたが、先ごろから所労はなはだしく、その様子も常の如くでなく、まったく気が狂っている。神託と称して取りとめもない言葉を吐いている。去る文治五年の奥州征伐のとき、藤原泰衡の倉庫の中にあつた玉幡をもらい受け、自分の氏寺に飾ったところ、毎夜夢の中で山伏らが数十人、重成の枕もとに集まって、その幡をくれ、という。この夢が十夜つづいて、とうとう発狂してしまった」というのである。

この年は、二〇年に一度の鹿島神宮の造営にあたっていたが、頼朝はかねがね大掾多気義幹や造営奉行の小栗重成・伊佐為宗らの怠りのため、造営が遅れたことを不満とし、守護八田知家に工事の促進を厳命していたので、重成発狂の報告を受けて、ただちに造営奉行を馬場資幹に命じた。九月には、頼朝は多気義幹の所領および所職を資幹に与えたことを、正式に確認した。こうして吉田郡下の石川氏の庶流で、一郷の地頭にすぎなかつた馬場資幹は、常陸大掾職とその家領とを継承し、鹿島造営奉行となり、国内指折りの大名と成り上がったのである。

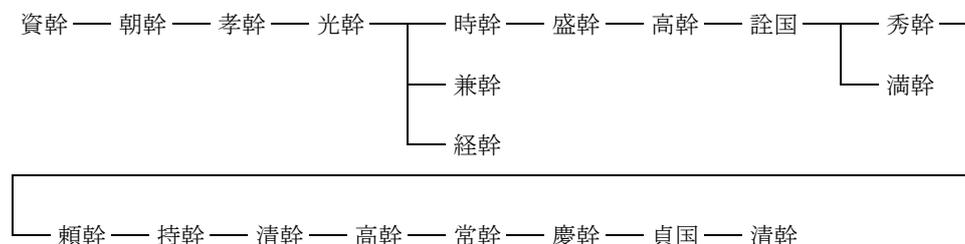
そののち、建久六年、頼朝が奈良東大寺再建供養の式にのぞんだと

きも、資幹は行列の後陣の二八番目に従った。また畠山重忠の後任として奥州惣奉行となり、建暦元年（一二一一）四月、陸奥国長岡郡小林村の新熊野社に神田十町を寄進したこともある。そののち建保二年（一二一四）九月には、常陸の府中の地頭を支配する権限を与えられた。

以上のように、馬場資幹は頼朝に用いられてしきりに栄達し、ついに常陸大掾となって国衙の官人の最高の地位にのぼった。おそらく、彼は郎等（ろうとう）らを従えて吉田郡の本拠から府中に行って、国務を執行したことであろう。

大掾職は資幹の子孫が連続して世襲した。そして、室町時代には大掾職は有名無実になったとはいえ、なお大掾を姓として天正十八年、清幹の滅亡にまで至った。世にこれを馬場大掾氏という。その略系図（5）を次にかがげる。

第4表 馬場大掾略系図



## 馬場資幹の本拠

さて、馬場資幹の本拠はどこか。これは鎌倉時代の水戸地方の状態を推測するためにも重要な問題である。

前にも記したように、資幹は石川家幹の第二子であるから、父の本拠石川またはその近くで生まれたと考えられる。そして馬場と姓をよぶようになったのは、他の兄弟と同様に、その地名の所を分け与えら

れ、そこを本拠としたためであろう。その地は、石川一族の勢力が発展した那珂川南岸の吉田郡内、今の水戸近辺を出ることはなかろう。すなわち、吉田郡内の馬場と見なすことができる。しかし、この馬場は何処であろうか。その所在については、江戸時代以来諸説があるが、すべて推測を出ず、確かな史料にもとづく断定は不可能である。

中山信名の新編常陸国誌によれば、馬場資幹は吉田郷馬場の地に居城を構えて、馬場を姓としたもので、その城は吉田郷の浮（うき）村にあり、浮村は吉田神社文書に、竈宮・水戸宮が浮郷にあったと記された所に当たる。浮はまた宇喜とも書いた。資幹はこの浮郷の台地、徳川氏時代の本丸東隣りの地に城を築いたもので、この付近には、水戸宮すなわち水戸明神があったから、馬場姓はこの水戸明神の馬場の地に居住したところから出たものかも知れないと。これが中山説の概要である。しかるに、中山説より以前に、小宮山楓軒は大掾築水戸城考を著して、馬場を吉田明神の馬場に想定する高倉胤明の説を用い、又馬場資幹はこの地を弟に譲り、府中に移ったので、弟系統の吉田氏がここを領した。水戸の初名は吉田といったから、馬場・吉田氏の居館は、今の吉田の方ではなく、水戸の方である、と主張している。

右のうち、小宮山説は奇抜であるが、多くの無理があるので、採ることはできない。それよりも、問題の中心点は、居館の地を水戸明神の馬場とせず、吉田の台地の方に考えられはしまいか、という点である。現在、吉田の台地には、常照寺の境内を中心として、城址が残っている。この地を古田氏の館址と伝え、新編常陸国誌にその記事があるが、実測調査の結果知られたところでは（第九章第二節参照）、これは戦国時代の城址で、鎌倉時代の館址と推定されるものは、その本丸にあたる常照寺の境内の一郭である。したがって、この地域を吉田・山本両郷を領した吉田氏の館の址とみてよかろう。吉田氏の惣領家は後には衰え

て、その末路は明らかではないが、鎌倉時代ではなおこの館に拠っていたであろう。これに対して、馬場資幹は石川系であるから、吉田領との関係を考えることはできない。しいて両者を結びつけるならば、吉田氏の没落、馬場氏の占拠という事件がおこっていなければならないが、吾妻鏡をはじめ、そのほかの史料には全然そのような事件は見当たらない。したがって吉田説には、当初から無理がある。

次に水戸の台地では、馬場大掾氏が居館したとみても、そのあと、江戸氏・佐竹氏・徳川氏と継いで城地の拡張が行なわれたから、もちろん鎌倉時代の遺址とみるべきものは何も残っていない。水戸明神も後に吉田（のち笠原）へ移ってしまって、その境内の馬場というものも確実にはわからないのである。したがって吉田館のように、現在の遺址から鎌倉時代の館の存在を推定する方法を採用することはできない。しかし、この台地のうちに、馬場氏の館址を考えるならば、やはり徳川氏時代の本丸の東隣りの地域（現水戸一高）のあたりを採るべきであろう。この地域は台地のうちで景勝にすぐれた所であり、また最先端部のように用水の便がとくによくなかったとも考えられない。その上、台地は千波湖をへだてて吉田・酒門・笠原・見川などの要地に対し、那珂川下流の平野を制するには、まことに適當の地域である。この要地に大掾系の者が本拠を構えなかったとはまったく考えられない。その大掾系のうちでは、石川系の馬場資幹のほかには、推測すべきものは見当たらないのである。しかも、この資幹の子孫は応永の末頃（応永三十三年とも二十九年ともいう）、河和田城の江戸氏のために水戸地方の本拠を奪われた。この水戸地方の本拠を、吉田の台地の方に推測する説も一応考えられるが（第八章第一節参照）、これはやはり水戸の台地とみる方が、その後の江戸氏の城地となったことから考えても、無理がない。すなわち、資幹の居館以来、大掾氏歴代の水戸地方の根拠は、

のちの水戸城の地にあったとしてよかろう。

ただし、馬場の姓が神社の馬場に由来するとは、断定し得ない。「馬場」は水戸明神の境内にかぎらず、武士の居館の近くには大ていあったはずで、現在でも諸所にその地名が残っている。資幹がはじめ父の石川館の馬場近辺に住んだから馬場と呼ばれた、とさえいうこともできよう。なお考えれば、石川から分かれ出た者が、水戸明神の馬場の近辺に住んだとしても、それを他と区別して呼ぶ場合、ほかの兄弟たちと同様に、所領の地名を用いて姓とするのが、当然の呼び方であり、ただ神社の馬場を姓とすることはなかろう。かりに水戸の馬場を発祥地とした場合、石川の宗家や兄弟たちからみれば、普通名詞でどこにもある馬場ではその家は区別できない。むしろ水戸明神にちなんで水戸氏とか、浮郷（宇喜郷）にちなんで浮氏（宇喜氏）などと呼ぶべきはずであろう。それ故、馬場氏の水戸台地本拠説はまず疑いないとしても、馬場姓の由来が水戸明神の馬場にあるとすることは不当である。まして水戸明神に馬場があったという証拠は、何もないのであるから、馬場姓の発祥説と馬場氏の本拠説とを同一視することは許されまい。したがって馬場姓の由来は、馬場という地を領したからであろうが、その馬場の所在は、結局未詳としておく方が穏当だと思われる。

なお、資幹が水戸城を築くとか、馬場城または馬場館に拠るなどと、江戸時代作成の系図や郷土誌に記されているにしても、鎌倉時代に「水戸」という固有の地名が成立していた証拠はなく、「水戸」が城地の名となったのは、江戸氏の時代からであるから、正しくいえば馬場氏の本拠を水戸城と呼ぶことはできない。また当時は、ほかと同じく城の構えではなく、館（たて）すなわち豪族屋敷の構えであったろうから、馬場城というのも不当で、馬場氏の館という意味で馬場館と呼ぶ方が適当と思われる。ただし、鎌倉時代も末期に入るにしたがい、要害も如

わって城砦としての構え方もいくらかできたであろう。

以上の考証によって、現在の水戸の台地のうち、徳川氏時代の本丸あたりの地域がはじめてこの地方の政治上、軍事上の要地となって、史上に姿を現わしたことが明らかとなった。馬場氏は鎌倉幕府の信任を背景として、ほかの吉田・石川両系の諸氏よりも大なる勢威を振るったから、その居館の地も、他所にくらべて重要な地位を占め、近辺には侍の住家や住民の集落もできて、いくらか賑わいを示したであろう。しかし、馬場氏は大掾職を世襲したため、常には府中（石岡市）の館にあり、家来の多くは府中に住んだと思われるから、水戸の台地の館は、もとは馬場氏の本拠でありながら、事実は支館・支城となり、したがってその規模も小さく、付近にいくらか集落ができていたとしても、町並のように発展することはなかったであろう。そして、水戸の地域では、此処よりも、むしろ平安時代以来、吉田神社・薬王院によって繁栄の中心地となった吉田の台地が、依然として賑わったと推測されよう。したがって、水戸の台地が地域文化の中心となるのは、次の江戸氏の時代のことであるとして誤りない。

馬場氏自ら、水戸の地域を墳墓の地とせず、菩提寺・祈願寺などの建立もほとんど行なわなかったようである。

現在、大掾氏歴代の墓は石岡市平福寺に在り、この平福寺は平姓大掾氏の後生の福を祈るという意味の名である。そして初代馬場資幹も大掾として府中の方の所領佐谷（さや）郷に骨を埋めた。当然のことながら馬場大掾氏は水戸地方よりも府中の方に重きを置いたのである（6）。



第2図 大掾氏歴代の墓所 —石岡市平福寺—

### 馬場資幹の墓所

金沢文庫古文書第七輯に、徳治二年五月常陸大掾平経幹の申状（もうし）が収められている。その趣旨は、経幹の高祖父資幹の墓所である佐谷郷を、弟時幹の手から返付されたいと鎌倉幕府に訴えたものである。そのあらましはつぎのとおりである。

「佐谷郷の給主分も地頭職も、常陸大掾の代々兼帯相伝の所職である。しかるに、常陸介小田知重がこれを掠（かす）め取ったので、高祖父資幹が訴え出て、佐谷郷は大掾以外の者の知行すべき所ではないとの裁決を二位殿（頼朝夫人平政子）からいただいた。その後、北条泰時

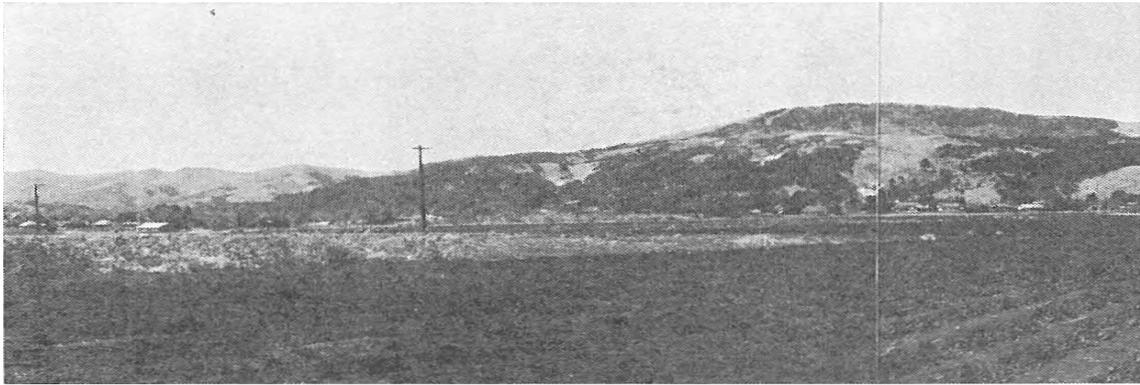
からも同様な下知状を下された。自分は祖父孝幹の生存中から、将来父光幹の後を継いで大掾職をゆずられることが定められ、現に朝廷と幕府の代官として、鹿島の神役などをも勤めている。したがって佐谷郷は自分の知行であるに相違ない。しかるに、祖父の死後、弟時幹がこの佐谷郷を奪い取った。この土地は父光幹の遺領である上に、高祖父資幹の墓所であり、二位殿以下代々の御下知も明白である。よって自分に返付していただきたい。」

この経幹の訴訟は通らず、弟時幹が大掾職を継いで、子孫に及んだ。（前掲、馬場大掾略系図参照、なお惣社文書所収、元応元年訴状断簡参照）佐谷郷はもと新治郡七会（ななえ）村（現在千代田村）にあり、石岡市から土浦市に至る途中の西方に当たる。弘安の常陸国大田文には「恒安・佐谷廿七町」とあり、大掾氏系図は孝幹の弟実幹（資幹の孫、前記訴状の経幹には祖父の弟に当たる）が佐谷七郎左衛門尉と称して、この地の地頭であったと伝える。おそらくこの佐谷は大掾職相伝の領地であったから、資幹は大掾職についたのち、ここを領し、墳墓の地としたものであろう。とすれば、この地は馬場大掾氏にとって、実に重要な土地であったに違いない（7）。

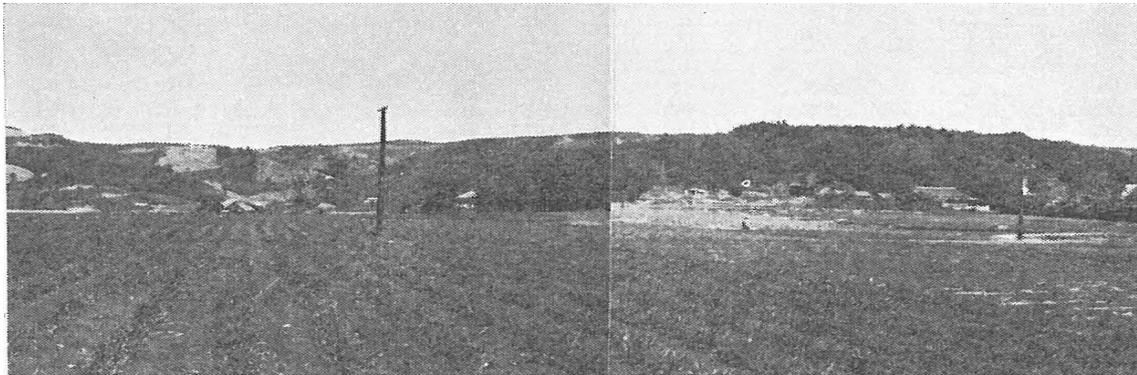
そこで古の佐谷郷の実地踏査を試みたところ、佐谷館址といわれる場所が、中佐谷（8）の笠松地内の通称城山にあった。これは新編常陸国誌にも出ている。その地形は、水戸の城地を小さくしたような台地の突端を占め、土塁の址が残り、三方は水田にかこまれ、館の下の小川を尾立川（御館川か）という。この館址から水田をへだてた左手、東方の台地、また前面南の後庵（御庵か）という台地にも、古い屋敷址がみられた。城山の館址の画内には農家が数軒点在するが、そのほか廃寺址があって、藪の中に小型の五輪塔の頭部などが散らばっている。この館址は大掾一族佐谷氏のものと思われるが、その後は慶長七年、出

羽からここへ国替になった本堂氏が、志筑（しづく）城に移るまで、すなわち正保二年まで在住した所に違いない。

さて、中佐谷の近く新治村永井部落の馬場（この馬場の地は古跡らしい地形ではない）の裏手の山の上と麓に五輪塔が数多く存在している。山麓のものは、十数基数えられるが、その大部分は徳川氏時代のものである。ただ高さ二メートル位の大五輪塔が注目されるが、碑面は磨滅して文字は明らかでない。山上の一段高い所にも、二・八メートルの五輪塔が立ち、碑面の文字はわずかに「御□」「奉造立石塔□」、最後の行に「□永三年□□」と年号らしい部分が判読できるだけであった。さらに、ここから数十メートル離れたところに、約四〇～五〇メートル四方位の平地があり、その周囲に土塁と空堀の址がみとめられた。ここは、その三方に田畑を見下す要害の地形である。ただし、多数の五輪塔の存在から考えると、この山上の廃址は館址とみるよりも、寺址とみる方がよいかも知れない。



第3図 佐谷郷の風景



— 新治郡新治村 —

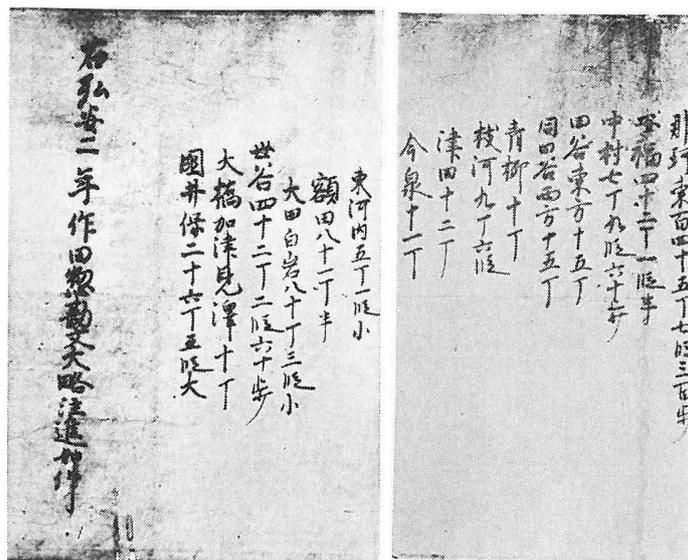
古の佐谷郷の区域は、現在の上佐谷・中佐谷・下佐谷の一带よりも広く、その中には、上の永井部落などもふくんでいるが、もっとも古く開けた佐谷の「本郷」は、この隣り部落の本郷だと伝えられる。馬場資幹が晩年に佐谷郷に隠居し、死んでその近くに葬られたとすれば、以上調査した史蹟のどこかを、その墓所に擬することができると思う。しかし確かなことはわからない。

### 国井氏と那珂氏

現在の水戸の市域および近隣では、平姓吉田・石川・馬場系の諸氏がひろがったが、そのほかでは源姓国井氏と秀郷流藤原姓の那珂氏が土

豪として一勢力を保った。この両氏がすでに平安時代末頃には、この地域に土着していたことは、前章第四節で説明した。

国井氏は国井（市内国田地区の上国井町・下国井町）を本拠とし、尊卑分脈によると、源頼光の弟頼信の五男義政が国井と号し、常盤（常葉）五郎と称した。その子荒源太政清－国井源八政広－八郎政景－八郎太郎政俊－八郎三郎胤義－又太郎時胤－弥二郎隆胤とつづき、隆胤の子供たちは二郎太郎師胤・彦二郎隆能・小二郎貞胤・彦五郎政胤の四人である。惣社文書弘安二年作田惣勘文案によると、「国井保二十六丁五段大」とあり、また「田谷東方十五丁」「同田谷西方十五丁」と記されているが、これらの地は国井氏の所領であったろう（第四図参照）。



第4図 弘安二年作田惣勘文

(部分) 税所文書 (石岡市 山本吉蔵氏所蔵)

吾妻鏡仁治二年（一二四一）五月二十九日の条に、幕府が、鶴岡八幡宮の職掌を勤めた常陸国国井の住人悪別当家重を博奕の科（とが）によって罰し、神職を解任したという事件が記されている。このとき家重とともに博奕をした飯野兵衛尉忠久・同五郎三郎・孫三郎の三人も

また罪科に処せられた。このことは、彼らの主人国井五郎三郎政氏と那珂左衛門入道道願に申渡された。この国井政氏は尊卑分脈の系図に見当たらないが、年代から考えれば、八郎太郎政俊の子八郎三郎胤義か、孫の又太郎時胤の頃に当たる。

この国井氏には、平安時代末から鎌倉四代将軍頼経の時まで百年あまりの間、鹿島神領橘郷（東茨城郡小川町）の係争事件がある。この事件のいきさつは、鹿島神宮文書の元久二年（一二〇五）八月二十三日、源実朝下文と、同大禰宜家文書安貞二年（一二二八）五月、鎌倉幕府下知状とに見えており、国井八郎太郎政俊と鹿島の禰宜中臣政親とが橘郷の領有権を争ったもので、その要旨は次のとおりである。

(1) まず国井政俊のいい分では、祖父源八政広が六条天皇の仁安二年（一一六七）・同三年、国司の留守所の裁許を得て、橘郷の屋敷の万雑公事（まんぞうくじ）（雑税）を免除された、それは頼朝が橘郷を鹿島神宮に寄進した元暦元年より十数年前のことであるから、この土地に対して権利があると。

(2) これに対して、中臣政親は、承安四年（一一七四）・安元元年（一一七五）の国司序宣を証拠文書として提出して、自分に領有権があると主張した。

(3) 国井政俊はさらに、建仁二年（一二〇二）の将軍頼経の下文で父政景が橘郷の地頭職に補せられたこと、および、翌三年政景は中臣政親が橘郷の預所として妨害をなすのを停止されたい、と願い出て許されたことなどを主張した。

(4) 幕府は国井氏のいい分には虚飾があり、頼朝寄進の本意を改めることはできないとしたので、ついに国井氏の敗訴となった。安貞二年のことである。

この事件は国井氏がなかなか有力な武士であったことを示すもので

ある。ただし、国井氏はその後、史上から姿を消し、末路は明らかでない。おそらく、鎌倉幕府の滅亡のころか、または南北朝争乱のころに衰亡したのではなかろうか。上国井町に、その館址と伝えられる所がある（第九章第一節参照）。

那珂氏は国井の北に接する戸村および那珂川の対岸那珂西に勢力を占めた。吾妻鏡嘉禎四年（一二三八）二月十七日、将軍藤原頼経の上洛のとき、随兵一九二騎の第十四番目に秩父・倉賀野両氏とならんで、那珂左衛門尉（景通）が見え、次いで前に述べた仁治の博奕事件の那珂左衛門入道道願がある。この那珂左衛門入道の名は、建長二年（一二五〇）三月一日、閑院殿の小御所の北屏三間の建築担当者として見える。このとき造閑院殿の目録には多くの有力な武士と並んで記されているから、那珂氏は御家人のうちでも、相当上位を占めていたのであろう。くだって正安元年（一二九九）、鹿島神領の久慈郡大窪郷および塩浜に関する訴訟の判決を実施する使節として、那珂三郎左衛門尉（通明か）が真壁入道とともに現地（現在日立市内）に赴いている（9）。

これで見ると、那珂氏は鎌倉時代を通じて有力な御家人として、那珂川流域の那珂西・戸村の一带にその勢力を拡大していったものと思われる。この蓄積せる勢力が、建武の南朝方の那珂通辰の活動を生んだのであろう。

## 鎌倉幕府と常陸国衙

ここで一転して、鎌倉幕府がいかにその支配力を水戸地方へ及ぼしたか、その実情をのべることにする。鎌倉幕府の全国的支配体制は、従来の国衙の在庁機構を存続せしめて、その利用をはかることによって成立した。



第5図 在庁官人の連署

掾官八名の最後に、大掾平時幹の署判が見える。



元応元年十月 日訴訟断簡 総社神社文書所収（石岡市 総社神社所蔵）

とりわけ鎌倉幕府は常陸をふくむ十五カ国に対しては、特別の支配権を行使した。その権限は、つぎのようなものであった。

- (1) 宣旨・院宣など、朝廷からの命令書の受理とその各国への施行。
- (2) 伊勢神宮造営の役夫工米や大嘗会米など、一国の庄園や国衙領に平均にかけられる諸役の割当てと徴収。
- (3) 一宮（いちのみや）や国分寺など、国衙と関係の深い国内の大社寺の修理・造営とその興行。
- (4) 諸所の庄園・本所間の堺争論の裁決。
- (5) 国中の雑人（ぞうにん）の訴訟裁判など。

幕府はこれらの権限を、国衙の在庁官人や庄園の本所・領家の上に立って行使した。国衙の在庁官人や、庄園の本所領家側の人々は、国衙

領・庄園の支配、年貢諸公事の徴収を、すべて鎌倉幕府によって保証されることとなったのである。

常陸の国衙（府中すなわち現在の石岡市にあった）には、鎌倉末期でさえ六一人の在庁官人がいて、国務を執行していた。元応元年（一三一九）十月の訴状断簡（10）によると、国舎人四人・国雑色二人・国掌一人、国承仕一人・御子八人・一分五人・書生一人・中座五人・掾官八人・庁供僧五人・惣社供僧并最勝講衆七人・惣社最勝講衆四人計六一人である。この六一のうち、最高の地位にあった有力者は、常陸大掾平時幹である。この国衙はもとより朝廷の地方官庁であったが、鎌倉幕府は国衙の上に立ち、この常陸大掾以下六〇余人の在庁官人に国務を執行させ、常陸国を支配した。

このような事情であったから、大掾職の補任の実権は幕府が握っていた。幕府は大掾職を世襲せしめ、他氏をこれに任命しない方針であった。安貞二年（一二二八）十二月、常陸守護小田知重がこの常陸大掾職を競望したとき、幕府は「常陸大掾職は始祖相承の上、平資幹が故大將殿（源頼朝）の御下文を賜わって朝幹に相伝せしめたものと思われるから、小田知重の望みは新儀の企てで、その道理なし（11）」とあって、知重の申分を採り上げなかった。大掾と同様に、国衙の税所（さいしょ）職（税務官）なども世襲されたので、職名を姓として大掾氏・税所氏などと呼ばれるようになった。そして元来は朝廷の地方官でありながら、他方では武士化して幕府の支配を受けたので、「公家武家兼帯の衆」と呼ばれた。大掾氏らはこうして幕府の権力下に立って公領・私領を問わず、吉田郡下の諸郷村に一国平均の課役を賦課し、その徴収を行ない、郡下諸郷村内におこった訴訟を裁決し、郡下第一の名神吉田社の造営修理の責任に当たったのである。

一方、頼朝が文治元年（一一八五）十月二日、全国に守護・地頭を設

置できる宣旨を朝廷からうけたことは、前にも記した。

常陸国では八田知家が文治五年（一一八九）七月、はじめて常陸守護となったのち、鎌倉時代を通じて、その系下の小田・宍戸氏が常陸の守護職を世襲している。



この守護の主要な職権としてあげられるものは、いわゆる大犯三カ条とよばれる謀叛人・殺害人の検断権、ならびに国内の御家人から大番役（おおばんやく）を催促する権限と、そのほか行政的職務としての管内社寺・管内駅路に関する事務などであった。したがって守護は、鹿島社や吉田社の造営修理などには、国衙の在庁官人らと協力して、その処理に当たらなければならなかったし、管国内の郷村でおこった謀叛・殺害などの事件には、在庁官人らとともにその捜査、断罪の事務を行なわなければならなかった。

以上のようにして、鎌倉幕府は、国衙の在庁官人と守護を通して、常陸国内の諸郷村の地頭および住人らを支配していった。とくに地頭御家人に関することは、守護が主宰したとはいえ、常陸国の郷村には、いわゆる郷地頭が土着していて、郷村内の諸事は、すべて郷地頭との結びつきが深かったために、在庁官人と守護およびその家人らと折衝することは、他国にもまして多かったと思われる。

## 伊勢二所大神宮の役夫工米

鎌倉幕府は、宗教政策によって諸国に支配力をのばす方針をとった

が、その中でも、伊勢二所大神宮（内宮・外宮）の二〇年毎の式年遷宮の費用を全国の公田・私領から徴収する場合、とくに幕府の支配力が在地にまで及んだ。その造営費用は役夫工米（やくぶたくまい）といわれるもので、朝廷から全国の郡郷の田数につき、一定の割合で賦課したのであったが、鎌倉幕府の威令なくしては、その納入を確保することは不可能であった。常陸の吉田社領の役夫工米納入の実情にも、このことが明らかにみられるので、以下にその事情を記述しよう。

常陸国内の諸郷には、三三カ郷という総称が多い。室町時代に江戸氏が管領した地域は、野上三三郷・野下三三郷・中妻三三郷などとよばれている。吉田郡も室町時代には三三郷であったらしい（12）。しかし鎌倉時代の吉田郡の郷は、文書に見えるところでは二〇カ郷である。

すなわち嘉元四年（一三〇六）の常州田文（13）によると、吉田郡下には、恒富・倉員・塩井河・大野・石前・武田・大戸長岡・中野根・平戸・馬渡・石河・戸田野の一二カ郷があった。これらに吉田社領の吉田・酒戸・河崎・吉沼・山本・常葉・袴塚・宇喜の八カ郷を加えると、二〇カ郷となる。その田数は、一二カ郷分が一九八町一反半、吉田郡下の郷村不明分二四町九反半、計二二三町一反と、吉田社領八カ郷分一五八町六反半、合計三八一町七反半と計算されていた。この田数は、一國平均の課役を賦課する場合に在庁官人らが基準とした、いわば公定の田数であり、伊勢内宮・外宮の式年造営用の役夫工米も、この田数を基準として賦課された。

吉田社領の諸郷への伊勢大神宮の役夫工米の賦課または免除のことは、嘉禄二（一二二六）・宝治元（一二四七）・文永三（一二六六）・弘安八（一二八五）・嘉元四（すなわち徳治元、一三〇六）の五回ほどである。嘉禄二年七月には、吉田庄の領家小槻氏は官行事の配符をそえて、吉田社領の諸郷に役夫工米を賦課した。その小槻氏の下文（14）に

「当社領は、先例として、准布を以て進済せしむと雖も、今度においては、その儀あるべからず。諸国一同、見米（現米）を済すべし。もし見米にあらざるものは、錢百文充て八升究済せしむべし」と記されている。これによって役夫工米が従来は准布（じゅんぷ）で納められていたことと、今度は現米の納入が原則となり、もしも現米がないときは、八升につき百文ずつの代錢納が認められたことがわかる。

それより三年後の寛喜元年（一二二九）七月には、吉田社は、嘉禄二年のときの未済分の催促をうけている。その下文によると「官行事の配符するところの如くんば、当社領の田は百五十町六反半なり。しかるに当時の田数その数に満たざるか。その上、地頭給田分、対捍（たいかん）の間、すでに七石余の未済あり。（吉田）本郷三石七斗、宇木・常盤・袴墓（塚）三石三斗（中略）多くもって不足のところ、彼の給田を除くの条、甚だ然るべからず。彼の給田を論ぜず催し進ぜしむべし、もし対捍を致さば、神部（かむとものを）を相副えて別使を下し遣し、相催さしむべし」というきびしい文言である。吉田社領一五〇町六反半の役夫工米の総額は、反別一升四合で計算すると二一石九升一合となる。したがって七石余の未進は、三分一の滞納率となる。地頭給田にまで役夫工米を賦課せよ、と小槻氏は命じているが、これにはもちろん幕府の承認を必要としたであろう。

宝治元年四月の賦課の命令は、将軍家の政所（まんどころ）の下文（くだしぶみ）で、吉田社領の郷々地頭住人らに伝達された。命令者の署判（しょはん）の上位者は、政所別当（べつとう）の中原師員であろう。このときは豊受大神宮（外宮）の役夫工米で、反別一升四合であった。吉田社領は、一五〇町六反半で計算されて、その総額は、二一石九升一合と明記されている。「件（くだん）の米は、希代嚴重の用途なり。これによって、公領といい庄園といい、臨時の課役として、平均に充て

催さるるところなり。当時の濟例に任せ、錢百文をもって米一斗に充つ。怠りなく、来る九月以前に京濟（京都へおさめること）せしむべし」というのが、その命令書の内容である。

この下文の書出しが、「將軍家政所下（くだす）」とか「政所」下などとなっていないのは、当時の將軍頼嗣が、まだ従四位下であったため、正式の政所開設の資格（三位以上）をもっていなかったからであろうといわれている。嘉禄二年の錢百文につき八升が、二一年後の宝治元年では、一斗となっている点も注目されよう。

文永元年（一二六四）・文永三年にも、諸国に内宮・外宮の役夫工米の徴収があった。おそらく寛治元年から二〇年後の式年造営であろう。しかしこの時は、吉田社領の諸郷は、伊勢大神宮所より、その上納を免除されている。領家小槻氏が京都で別進したためである。

弘安六年七月には、吉田社は小槻氏から十月中に役夫工米を京濟するように命ぜられた。この時は、「先例により百文別八升の和市で進濟せよ」といわれている。これによって嘉禄二年の八升、宝治元年の一斗および弘安六年の八升というのが、錢百文の和市（わし）（相場）であったことがわかる。弘安八年六月には、内宮と外宮の二所の役夫工米が課せられた。内宮分は反別一升四合、総計二一石九升一合、外宮分は反別一升二合、総計一八石七升八合で、いずれも一五〇町六反半の社領高で計算されていた。「これ八カ郷分なり、その内、吉田・山本・河崎三カ郷分は、先例に任せ、不日京濟せしむべし」と書かれている。おそらくこの三郷は、酒戸・吉沼・宇喜・常盤・袴塚の五カ郷よりも吉田社に近かったので、先納するのが慣例となっていたのであろう。

弘安の造営より二〇年後の嘉元四年（徳治元）にも、反別一升四合定の内宮の役夫工米が賦課された。「税所殿ヨリノ田文案文」と注記された税所・大掾・目代連署の役夫工米の田数注進状（15）によると、吉田

社は、巻末に、橘社・国分寺などとともに勅免地とされ、「一五八丁六反半」と書かれている。従来の吉田社領高より八町多く集計されているのは、誤写でなければ、この二〇年間にそれだけ増加されたことになる。しかし増加ということは考えられないので、これはおそらく誤写であろう。

以上、鎌倉期の吉田社領八ヶ郷一五〇町六反半に賦課された役夫工米について見てきたのであるが、吉田社領の領家小槻氏と幕府と常陸国衙の三者が、いかに一体となって、この賦課を郷民に課していたかが理解される。鎌倉幕府の常陸支配は、このような方面からも進展していったのである。

### 幕府法を準用した小槻氏

吉田庄の領家小槻氏は京都にあって、庄官を指図して吉田庄を支配したが（次節参照）、鎌倉幕府の権力にたよらなければ、庄園支配を全うすることができなくなった。建暦二年（一二一二）庄内の「地下（ちげ）の沙汰人」（年貢納入を取扱う住民の有力者）が小槻氏へ納入する年貢を妨げたので、小槻氏からこれを幕府に訴えた。この事件につき幕府は、文治二年（一一八六）に頼朝が小槻氏の支配権を保証した事実を認めたが地頭が起こした事件でないから幕府としては裁許しかねる、という態度を示した（16）。すなわち小槻氏は、頼朝から庄園支配の既得権を保証されていたとはいえ、その支配力は弱く、地下の沙汰人の不法が起こったときには幕府の威令に頼らざるを得なかったことがわかるのである。しかるに、幕府がこの訴えを採り上げず、小槻氏の処置にまかせたことは、庄園領主の裁判権を認めたものと解される。小槻氏は幕府の承認の下に、独自の制法（庄園制度史の上で本所法とよばれる）を施行することができたわけであり、吉田神社文書中に見るこ

とができる多くの「雑事条々」などは、その制法の好例であろう。

しかし、小槻氏は在地支配を自己の制法だけで押し通すことはできなかった。

小槻氏が支配する吉田社領の郷村内には、幕府の御家人としての郷地頭が、土着して、郷民らと密接な関係をもっていたから、社領内の事件といえ、その多くが地頭らと無関係なものではなかった。この点で、庄園領主小槻氏は、社領の支配に際して、幕府法を準用せざるをえなくなった。その実例は犯過人（ほんかにん）の過料に関する法令の適用にみえる。

貞応二年（一二二三）七月六日、幕府は、「去々年の兵乱（承久の乱をさす）以降、諸国の庄園郷保に補せらるるところの地頭の沙汰の条々（17）」という、新補の率法（りっぼう）を發布し、その一項に、犯過人の糺断の事について、つぎのように指示した。

「一、犯過人の糺断の事

右、領家・国司三分の二、地頭三分の一、沙汰いたすべし」

これは国衙領や庄園内に、犯過人が出たとき、その過料（罰金）を、国衙領の場合は国司が、庄園の場合は領家が、三分二を取り、残る三分一を地頭が取ることを指示したものである。吉田社領は庄園であったから、当然、領家（庄園方）が三分の二を取らねばならなくなった。しかるに、この犯過人の過料について。庄園領主小槻氏の慣習法は、領家一分・地頭一分・田所定使一分という三分法であった。しかし、寛喜元年の文書によると、その「過料三分の法」は、郷内の地頭らによって守られていなかった（18）。

寛元二年（一二四四）三月には、「過料三分の法」につき、小槻氏は従来の慣習法を捨て幕府法を用いるべきこととし、つぎのように命令した。

「諸国の庄園の習いは、犯過人出来のとき、過料に於ては、領家方二分、地頭方一分相分け沙汰を致すべきのよし、関東の御式条、新補の率法に顕然たり。(中略)自今以後に於ては、且つは関東の御式条を守り、且つは先の下知状に任せ沙汰致すべし」

すでに、常陸国衙でも幕府法に基づいて判決を下した例もあるように、国衙領においても、庄園においても、結局は幕府法に準拠せざるをえなくなったといえよう。こうして幕府の支配は、その法制を通して吉田社領の郷村内に及んだのである。

注 (1)・(3)・(4)「類従本大掾伝記」・「大掾系図」・「石川系図」・「薬王院文書付録系図」などで作成。しかし諸本によって多少の相違がある。

(2)「吉田神社文書」

(5)「類従本大掾系図」を、金沢文庫古文書第七輯所収、徳治二年五月の常陸大掾平経幹申状で補正。

(6)「吉田神社文書」元徳二年正月の田畠所役注文に、酒戸郷箕河村、宇喜郷に馬場姓の地頭一〇人余りの名がみえるが、これらは馬場大掾の庶流か、別系か明らかでない。

(7) 現在、下佐谷から小田へ通る道の北側に本郷・馬場の地名があり、その辺には平安時代の大掾平致幹が経筒を埋めた東城寺もある(前章第四節参照)。そこで墓所、馬場の地名などから、馬場氏の発祥地を佐谷郷に連想することもできようが、これは石川系の発展の状態だけから考えても無理な結び付けであり、馬場氏と佐谷との関係は大掾になったときからと考えられる。

(8) この城址の所在地は、地形的には下佐谷の区域であるが、領主の居城地であったため、昔から中佐谷とよばれている(土地の古老談)。

(9)「鹿島大禰宜文書」所収、正安元年十二月二十七日、鎌倉幕府下知状

(10)・(11)「惣社文書」

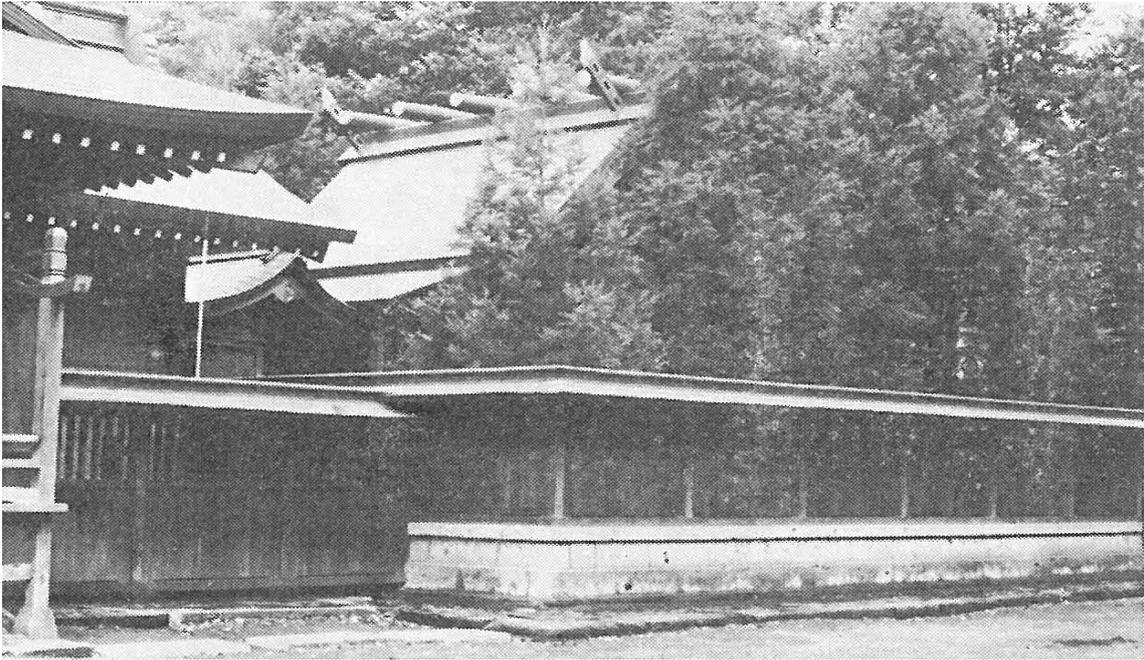
- (12) 「吉田社神事次第」
- (13)・(15) 「佐竹古証文」 所収
- (14) 「吉田神社文書」、以下の文書も同じ。
- (16) 「吾妻鏡」、建暦二年六月十五日の条
- (17) 追加法（鎌倉幕府）
- (18) 「吉田神社文書」

## 第二節 吉田神社に奉仕の人々

吉田神社は平安時代に名神大社に列せられ、常陸三宮として崇敬されたが、その神威は、鎌倉時代に入っても依然として水戸地方をおおっていた。したがって、この時代の水戸の歴史では、吉田神社とその社領吉田庄の占める地位がきわめて重要である。しかも吉田神社文書と薬王院文書（共に写本）とが残っているので、それによって神社と社領との実態を知ることができる。そこで、この第二節では、まず吉田社の祭祀・造営を行ない、社領の管理・経営などに従事した人々について述べよう。それらの人々は、次の四類に分けられる。

- 一、国衙・郡衙などの在庁の官人
- 二、守護・地頭などの在地の武士
- 三、庄園領主としての小槻家側の人々
- 四、神主・大祝・権祝などの社司

これらの人々が吉田社に奉仕した具体相を、なるべく当時の文書(1)を引用しながら説明して、この時代の郷土の姿を浮き彫りにしてみよう。



第 6 図 吉田神社本殿 - 宮内町 -

## 在庁の官人と吉田社

吉田社の造営は、国衙・郡衙などの在庁の官人が主宰し、常陸一宮の鹿島神宮の造営に引きつづいて行なわれるのが定例であり、吉田・那珂両郡の郡役とされていた。建暦元年（一二一一）十月三日の吉田社司の解状（げじょう）（下の役人から上の役人に出す文書）には、これについて次のように述べられている。

「当社は国内第三の鎮守、靈驗無二の明神なり。これによって、天慶年中、別しての勅願により、封戸（ふこ）を寄せ加え、神位を増し奉る。それより以降、名称は古今に聞え、靈異は都鄙に顕わる。もし神殿破損せば、例として吉田・那珂両郡に仰せて造営せしむるところなり。（中略）就中、一宮鹿嶋社は、今年（建暦元年、一二一一）すでに遷宮あるべしという。当社（吉田社）相次いで勤行せらるるは、定例なり。早く先例に任せ、国司に仰せて造営すべきのよし、宣旨を下されんことを欲す」（原文は漢文、以下引用文も同じ）

鹿島社の遷宮は、二〇年に一回であったから、吉田社も原則としては、二〇年に一回の造営が行なわれる建前であったが、鎌倉時代では、建久四年（一一九三）・建保二年（一二一四）・仁治二年（一二四一）・文永七年（一二七〇）の四回で、ほぼ二〇年から三〇年に一回の造営である。

建久四年四月一日に、吉田社造営の宣旨が発せられ、九月八日には上棟が行なわれ、十二月十六日には遷宮が行なわれた。この建久の造営は、長寛元年（一一六三）以来三〇年ぶりに「国司と社家らが新しく営み奉った」ものであり、その出来栄えは、「国宰を始め社司・神官ら面々に満足し、上下歓娛（かんご）した」と述べられるほどであった。領主小槻隆職は、使者を派遣し、神前に数々の幣物を捧げて、告文（こうもん）を奉った。隆職が神前に捧げた幣物は、幣五棒・五色幣帛五前・御鏡四面・鈴十口・御杵十柄・銅御器五口・銅御盞廿・御箸五口・御簾七間・御帳三流・赤地唐錦一枚・縵綯端御畳三枚・獅子一頭・狛犬一頭などであった。

建久の造営から二〇年後の建暦三年（一二一三）四月十五日には、吉田社造営の官宣旨が発せられ、翌建保二年（一二一四）二月には、造営が行なわれた。この建保の造営の時の結解注進状（けちげちゅうしんじょう）（決算報告書）が残されている。それを一表にすると、第五表のようになる。

建保には、吉田社の末社の田倉・竈神両社の造営も行なわれ、国司の庁宣によって、大戸長岡・中野根などの各郷の郷民が、造営を命ぜられている。その作事の監督にあたったのは、定使の包安という人物であった。彼は造営費用を請取りながら、その造営にあたっては古材を用いたりして、作事費用をごまかした。

第 5 表 建保二年造営用途結解

品 名	社 役	国 役	計
准 絹 (上品)	2 丈	2 丈	4 丈
准 絹 (准)	1 疋 4 丈	1 疋 4 丈	2 疋 8 丈
准 布	8 反	8 反	16 反
机 (小上)	2 前	8 前	5 前
机 (小机)	13 前	3 前	25 前
酒	5 瓶	12 瓶	10 瓶
御座畳	3 帖	3 帖	6 帖
荒 薦	10 枚	10 枚	20 枚
御続松	10 抱	0	10 抱
御供料	5 斗	5 斗	1 石
御幣紙	1 帖	2 帖	3 帖
膝付准布	1 反 2 丈	1 反 2 丈	3 反

備考 1. 権祝大舎人・官使中原・行使源 3 人連署注進状より作製。

2. 社役とは、社領の諸郷や社司などが負担したものと考えられる。

3. 国役とは国司・地頭らが負担したものと考えられる。

建保から二八年後の仁治二年の造営は、建久・建保の造営の時のようには、作事が進まなかった。国司や地頭らが、造営にあまり熱心ではなかった。神宝の持夫が遅参したり参集しなかったり、三鳥居・庁屋・竈神々殿・宝蔵および廻廊の造作が停滞したり、左右の雷電の御神躰の修理ができなかったり、社役の廻廊三間分と玉垣が完成しなかったり、国衙役の神宝の用途が納められなかったりして、散々の状態であった。領主小槻氏は社司に命じて、年貢を納めない地頭らの非行は、これを直ちに鎌倉幕府に訴えて、その成敗を蒙ることを指示している。仁治二年の造営から三〇年後の文永七年十二月の造営は、このころ、吉田社の田所職をめぐる訴訟事件があつて、仁治の造営と同じように進まなかったらしい。

毎年四月の祭礼の御供料は、那珂東・那珂西両郡の分担であつた。しかるに建暦三年には、東郡の公文（くもん）（郡衙の官人）の慶宣法師は、過去一一年間も四月祭に供える粃を上納せず、その合計が五五石にも達した。その上、西郡の公文も慶宣になって、建暦二年と三年の分も怠つたので、吉田社司は祭りを行なうことができず、ついに公文の処罰を京都に要請せざるを得なかった。

以上のように、時代が下るにしたがつて、造営事業の停滞が目立ち、また官人らの怠慢がいちじるしくなるのは、国衙・郡衙の支配力が衰えたためである、その半面では地頭ら在地勢力が台頭して来るのである。

### 郷地頭の職務と勢力

鎌倉時代の吉田神社にとって、その社領の経営や祭礼・造営などの実務に、最も重要な役割をはたしたのは、社領の各郷村に置かれた郷地頭らであつた。彼らは鎌倉幕府からその本領＝私領を安堵され、郷

村に居館をかまえて、社領の田畠を管理し、徴税を行ない、郷村の治安維持にもあたった。この郷地頭の職権のうちで、最も中心となったのは下地（したじ）（田畠）管理権である。

下地の管理は、地頭らが田畠そのものと、そめ田畠から収穫される所当（しょう）（年貢）を処置することである。地頭らは、下地の領有者（吉田社領の場合は吉田神社）の委任や委譲を受けて、土地を管理し、勸農の沙汰や荒野開発・検田・検畠などの諸務を遂行した。

荒野開発の場合は、検注（田畠の検地）が行なわれるまでは、その新田の処分権は、まったく地頭が掌握していた。幕府は、勸農の一手段として荒野開発を奨励し、庄園領主もこれを歓迎した。しかし、一度検注が実施されると、今まで所当が免除されていた田畠に、新しく所当が賦課されてくる。庄園領主は、庄園内の荒野を地頭らの給田として開発を命じ、開発後はそれを検注し、正式の庄田畠にくり入れていったわけである。

石川家幹の女「男殿」の荒野一町の開発は、その好例であった。建久六年（一一九五）三月二十日、男殿は荒野一町を給田として、庄園領主小槻氏より与えられ、その開発を命ぜられた。もちろん所当は免除されていた。三年後の建久九年になると、この開発新田の検注が行なわれた。正治二年（一二〇〇）十二月二十二日の小槻氏預所三善某下文の文言によると「去る建久九年の検注より、所当を催すと云々」とある。検注の実施により、新しく所当が賦課されたのであった。

そもそも検注は、誰によって行なわれたであろうか。この問題は、下地管理権の問題と密接な関係がある。安貞二年（一二二八）十一月の酒戸・吉沼検注帳案の末尾には「地頭代」と「社田所権祝大舎人」と「検注御使紀」とが連署している。おそらく酒戸・吉沼両郷の検注を行ない、それを庄園領主小槻氏に注進したのは、この三人であろう。検注御

使の紀氏とは、領主小槻氏の預所の紀氏であろう。そうすると検注の実権は、領主としての小槻氏にあったことはもはや明白である。しかしそれとともに、地頭代と田所が検注に参加している点は、注目しておかなければならない。こうして郷地頭らは、荒野を開発し、そこに百姓を招きすえ、やがてその荒野を検注し、庄田畠にくり入れていったのであった。領主小槻氏および吉田社司らがそれを歓迎したのは、当然であった。しかし勸農は、いつも順調に進むものではなかった。第一、そう簡単に百姓を招きすえられるものでなかった。その様子を百姓の逃亡跡の処置の例に見ることにしよう。

寛喜元年（一二二九）七月の小槻氏の下文の一カ条に「地頭と定使と相共に沙汰を致すべき百姓逃亡跡の事」というのがある。

それにはつぎのように述べられている。

「逃亡人の跡は、すべからく他人を招きすえ、農治せしむべきなり。しかるに地頭といい、定使といい、その沙汰を致さず。能き田においては、互いに相論を致し、薄き田に至りては、棄て置かしむるにより、神領荒廢す。（中略）自今以後、能田・薄田と謂わず、一向にその跡を請負い、在家役に至りては懈怠（けたい）すべからざるのよし請け申すに於ては、地頭・定使相論ずべからず。所詮各々公益を存じ、農治の沙汰を致すべし」

百姓が逃亡して年貢諸公事が上納されなくなると、最も困るのは、庄園領主としての小槻氏および吉田社である。台頭しつつある地頭らは、こうした機会を利用して自家の勢力をますます伸ばそうとする。年貢などを小槻家に貢進する役目の定使も、自分の利益のためこの機会を利用しようとする。こうしてその田畠の生産高の良否によって、良田は競って望まれ、悪田は放棄されるようになった。そこで小槻氏は、田畠の良否にかかわらず、地頭と定使とが、百姓逃亡の跡職と在家

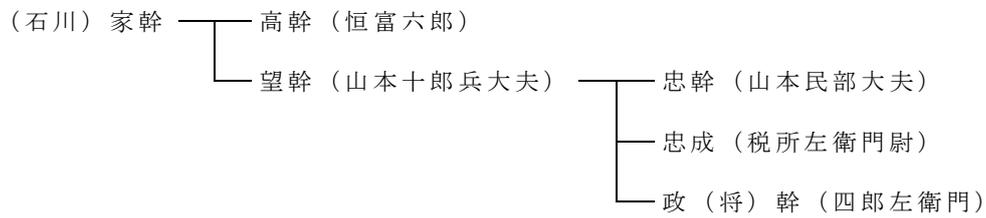
役を請負うことを命じたのである。

郷地頭らは、下地管理と年貢諸公事の徴収との権限を利用して、時代が下るにしたがって、年貢を対捍し抑留するようになった。弁済（べんさい）の義務のある年貢諸公事を納めないことが「年貢対捍（たいかん）」であり、徴収した年貢諸公事を横領してしまうのが、「年貢抑留（よくりゅう）」である。吉田社領では、嘉禄三年（一二三七）六月二十八日の小槻氏下文に見える宇喜郷の未進の例や、建長二年（一二五〇）七月の小槻淳方下文に見える神生・佐渡両村の対捍の例などがある。宇喜郷と神生・佐渡両村とは、いずれも今日の水戸市内にある吉田社領の郷村であり、それぞれに郷地頭がいたと考えられる。神生・佐渡両村は「彼両村はもと薄地たるにより、しばらく五束代たるべきのよし」とあるように、反別一〇束代が通例であったこのころに、五束代の年貢上納を命ぜられた薄地の新開村であった。それが建長二年以降は、この両村も近郷と同じように反別一〇束代の進納を命ぜられている。地頭らはその年貢を対捍したのである。

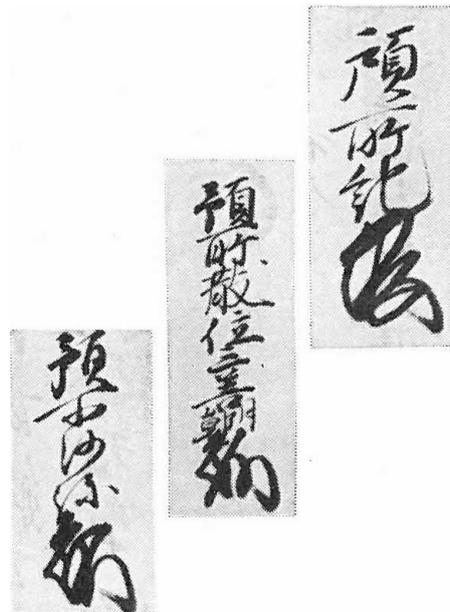
年貢対捍は、さらに年貢抑留へと発展する。正安四年（一三〇二）六月二十四日、京都に到着した平幹盛陳状によると、幹盛の祖父保幹は、宝治年中（一二四七―四八）に「自由に任せて、田所の得点を抑留し、平民百姓の手足公事を打ちとどめた」と述べられている。この保幹・幹盛は、おそらく大掾一族で、郷地頭であったであろう。田所の得点を抑留するのは、在地の実力者でなくてはできないことである。

一体、郷地頭は、どのくらいの私領を持っていたのであろうか。その一例を、山本郷の地頭と思われる山本忠幹の場合に見よう。

忠幹の略系は、薬王院別当系図によると、大掾系石川氏で、次のとおりである。



建長三年(一二五一)十一月二日の平忠幹注進状によると、平忠幹の惣田数は、二二町四反半であった。残念なことに、この注進状は前の部分が欠けているので、この二二町余の惣田数の詳細なことは不明であるが、その中の一町は、父望幹が修挙房という法師に売却し、また七町八反半は、弟の四郎政幹が押領したと注進している。しかしこの注進状によって、当時の郷地頭の私領の一例がわかる。それはきわめて広い面積のものであった。郷地頭は、この私領を根拠として、年貢を対捍し、他人の得分までも抑留して、在地に実力を扶植していったのである。



第7図 預所の署判 吉田神社文書所収

(彰考館所蔵)

こうして吉田社領内の郷地頭らは、社領の経営の中核として、小槻家および吉田社にとっては、重要な在地勢力となった。かれらが国衙や守護の命令によって、吉田社の祭礼・造営と密接な関係をもったことは、すでに見た通りである。

### 領家小槻家の預所

吉田社領の領家職を世襲相伝した小槻氏は、その庄園の直接の事務処理の担当者として「預所（あづかりどころ）」を置いた。吉田神社文書で「預所」という職名が見える最初の例は、建仁二年（一二〇二）の下文である。しかしこの下文の花押が、建久六・七年（一一九五・九六）の造東大寺次官三善朝臣の花押と同じであるから、実際上の預所の初見は、建久六年ということになる。これ以降、領所は吉田神社文書にしばしば出てくる。それを人別に示すと、第六表のようになる。

第 6 表小槻家預所一覧

人 名	年 代
三 善 朝 臣	建久 6 建久 7
	正治 2 正治 3
	承久 3 嘉禄 3
	建長 2 建長 4
	文永 8 正応 4
紀 朝 臣	承元 1 安貞 2
預所修理進藤原	承久 1
預 所 沙 弥	寛喜 1 弘長 2
預 所 僧	文暦 2
前大和守有能	文永 6 文永 7
預所大法師源賀	弘安 1
左衛門尉則能	正和 5
預 所 僧 教 有	元享 3 嘉暦 2
祐 真	嘉暦 2 元徳 3
	元徳 4

備考 出典は吉田神社文書と薬王院文書

預所は、もともと京都にいて、小槻氏より命令を受け、それを吉田社司や社領の地頭や住人らに伝達するのが本務であった。しかし安貞二年（一二二八）の酒戸・吉沼の検注の時の紀朝臣の場合のように、はるばると常陸国まで下向して来たこともある。鎌倉末期になると、僧籍の人が預所になる場合が多かった。預所の補任権は、鎌倉時代を通じてまったく領家小槻氏が握っていた。

鎌倉末期および南北朝期になると、預所は在京しているよりも下国する方が多くなった。京都で領家の命令を受け、それを定使に託して

伝達しているだけでは、とても年貢など送進されてこない。そこで結局、預所の常陸下向ということになる。それがさらに、預所の年貢押領や、築城、反抗にまで発展する。預所の僧教有の行動は、まさにその好例である。

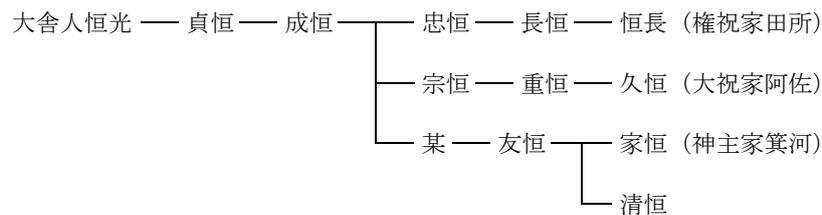
預所僧教有は元亨三年（一三二三）八月二十九日の神主清経の補任状に署名しているが、この時は、まだ京都にいたのかもしれない。しかるに四年後の嘉暦二年には、箕河（みがわ）村（市内見川町）で、代官大進房承秀が右衛門次郎泰広兄弟らと共謀して、城郭を構えて吉田社に反抗し、年貢まで抑留した。小槻家はもちろん教有の預所職を早速取り上げて、祐真を後任とした。この祐真は、元徳三・四年（一三三一・三二）の文書では「雑掌（ざっしょう）」とも呼ばれている。したがって当時、預所のことを「雑掌」とも呼んだのかもしれない。また正応二年（一二八九）八月には、神主家の大舎人友恒が、小槻氏から預所職に任命された例がある。しかし、これはおそらく臨時のことで、小槻氏は年貢未進を防止するため、在地の有力者である大舎人友恒に預所になってもらったのであろう。このほか雑掌の例としては、僧成真や法橋頼秀などの名がみえる。

もっぱら小槻氏によって任命されていた預所＝雑掌らが、在地の人々と共謀して城郭まで構えて、主家に反抗するようになったのは、いかにも鎌倉末期・南北朝時代の動乱の世にふさわしい出来事といえよう。しかし鎌倉時代を通してみると、僧教有の行動のごときは特殊な事例であって、多くの預所らは、主家の命令を忠実に在地に伝え、「限りある御年貢已下の色々の御公事（雑税）」の確実な納入に努力していた。今日吉田神社文書に残されている十数通の預所下文は、預所らが庄園事務の担当者として、いかにその職務に忠実であったかを雄弁に物語っている。

## 大祝家の大舎人氏

京都で庄園事務の処理に当たったのは、預所＝雑掌らであったが、常陸で社領の事務処理に当たったのは吉田社司の人々であった。これら社司は、もともと聖職者であり神に仕える人々である。一般に宮司・禰宜・大禰宜・大祝・権祝などという社司の名は、いずれも神職の階層的称呼である。吉田社では大舎人氏が大祝・権祝・神主を世襲した。そして神社が庄園とともに領知の対象となったので、次第に庄園事務をも兼ねるに至った。いま吉田神社文書によって、鎌倉時代の吉田社司大舎人氏の略系を作ると、次のようになる。

第7表 大舎人氏分流略系図



吉田社の大祝の初見は、吉田神社文書の最古の史料である寛治四年（一〇九〇）の文書に見える。「宮司正六位上吉美侯」と連署した「大祝大舎人」である。宮司吉美侯氏はその後退転した。そして大祝も寛治四年（一〇九〇）から仁治年中（一二四〇～四三）に至るおよそ一五〇年間の史料には、その名を見せない。

仁治二年の造営のころは、恒光という人が吉田社の大祝であった。恒高申状や小槻氏奉書によると、恒光は大祝職を一旦やめさせられたが、のちに還補された。その後、仁治二年（一二四一）から弘安元年（一二七八）に至るおよそ四〇年間の大祝は、誰であったか史料がない。しかしこの四〇年間に、大舎人氏は、貞恒—成恒—忠恒と継承されている。この忠恒の子孫は権祝職を世襲して田所氏を称し、忠恒の弟

宗恒の子孫は、大祝職を世襲して阿佐と呼ばれ、末弟某の子孫は神主職を世襲して箕河（見川）に在った。

大祝家では弘安元年（一二七八）成恒の子宗恒が、父成恒から吉田本郷内の野井堀内の宿戸の屋敷・在家・田畠を譲られた。おそらくこれが大祝家伝来の私領の一部であろう。

弘安九年九月には、宗恒の子重恒は、成恒・宗恒の相伝の屋敷名田畠を安堵された。嘉元四年には、重恒はその相伝の私領を子息孫三郎久恒に譲った。

大祝家は、相伝の私領をどのくらい持っていたであろうか。嘉元四年（一三〇六）九月十日の大舎人重恒の子息久恒への譲状は、その一端を知らせてくれる。（第八表）

この嘉元四年の譲渡分は、信太尻村の重恒分だけである。大祝家としては、この信太尻村のほかに吉田本郷に野井堀内・宿戸などがあつたし、（前記）さらに吉田郷内の中沢や阿佐に相伝の田畠があつたことが、後年の薬王院への寄進状でわかる。このように大祝家は、吉田・酒戸などの近郷に少なくとも五・六町に近い私領を持っていたと思われる。それは、近郷の郷地頭の一〇町とか二〇町とかいう私領とくらべると、僅少のものであつた。当時この大祝家を「阿佐」の大舎人氏と呼んでいたから、吉田郷内阿佐村がその本領の地であつたと思われる。

第 8 表大祝重恒讓渡田畠

	場 所	田 数
1	浜 田 動 郷	6 反
2	渋 江	5 〃
3	酒 戸	3 〃
4	西 狭 間	2 〃
5	三郎次郎内付	1 〃大
6	嶋 廻	4 〃
7	宮 後※	5 〃
計		2 町 6 反大

備考 酒戸 3 反は給田

※印 宮後 5 反は地頭押領分

### 神主家の大舎人氏

大舎人成恒の三人の子息らのうち、神主家（箕河）を世襲したのは、末子某系の人々である。

すなわち正応二年（一二八九）八月十五日に、某の子友恒は、神主職に補せられた。その下文によると、神主職の職務は、恒例と臨時の御神事を懈怠なく執行することと、吉田社の修理田を經營することの二点であった。友恒は大蔵丞友経とも書かれている。永仁三年（一二九五）十月二十六日には、友恒の子家恒（家経とも書く）が神主職となった。友恒には家恒と清恒の二子があり、兄家恒が早死したので、嘉元三年（一三〇五）閏十二月には、弟清恒が神主職を継承することとなった。

元亨三年（一三二三）八月二十九日には、神主清恒に箕河村の内の進士三郎の在家一字と田一町を安堵されている。しかしこの元亨三年（一三二七）の神主補任状は、その四年後の嘉暦二年に箕河村に城郭を構えて主家に反抗した預所僧教有が発したものであった。おそらく教有は、清恒と特殊な関係にあったものであろう。そのため清恒の死後、その遺領に関して、小槻家が不審とし、清恒の遺子の上洛を命じている。また建武元年（一三三四）十月には、神主家の在所である箕河村は、大祝家の久恒に押寄せられ、放火されている。これはおそらく大祝家と神主家との紛議のあらわれであろう。その両者の対立を一層激化させたのが、預所教有であったと考えられる。箕河村には、吉田社の別宮の笠原大明神が鎮座し、大祝家の名田畠もあったらしい。これらの所領の問題もからんで、大祝（阿佐）の大舎人氏と、箕河（神主）の大舎人氏とは、対立したのであろう。箕河（神主）家の大舎人氏の私領として文書に見えるのは、箕河村の在家一字、田一町の記載だけである。

### 権祝家の大舎人氏

鎌倉時代の吉田社では、権祝の大舎人氏が田所職（社領の田地を管理する役）を兼帯していた。建久三年（一一九二）四月七日の平家幹讓状に、大舎人氏は、すでに「権祝田所大舎人（花押）」と署判している。そして建久七年二月十四日の下文には、細谷郷内に田所貞恒名田三町があり、把稲米と桑二〇本の郷桑の上納が免除されている。したがって建久三年の田所は貞恒ではないかと考えられる。建暦三年（一二一三）九月になると、貞恒は年を取ったので、子の成恒に権祝と田所の両職を譲った。この成恒は、大舎人家にとっても、吉田社にとっても、相当傑出した人物であったらしい。彼は数々の逸話を残している。彼の三人の子息らは、すでに記したとおり、大祝家・神主家・権祝家を創め

た。この点でも彼の存在の意義は大きい。寛喜二年（一二三〇）には、成恒は、「条々の過怠あり」と、一時田所職を他人に奪われたが、それも文暦二年（一二三五）八月には「その過ちを悔い、嚴重の起請文を書き進じて」元のように田所職に還補されている。それから三〇年間、成恒は田所として活躍するが、文永二年（一二六五）十月には、子の忠恒に田所職を譲った。したがって、成恒は建暦三年から寛喜二年までの一七年間と、文暦二年から文永二年までの三〇年間、合計四七年間もの長い間、田所職を兼帯していたわけである。

文永二年十二月、父の成恒から田所職を譲られた忠恒は、六年のちの文永八年十一月には、所労によって、子の長恒と田所職を交代した。長恒は、このときから元徳二年（一三三〇）二月まで六〇年間、鎌倉末期の困難な時代に、権祝兼田所として勤め、元徳二年（一三三〇）二月二日、父祖以来相伝の諸職と所領のすべてを惣領恒長に譲った。

元徳以降、権祝田所家がどのように継承されたか、吉田神社文書などは一切語ってくれない。大祝家の系統と思われる政恒—恒成—恒忠の名は、南北朝期の文書にあらわれているが、権祝家の恒長系統の人々は、一人もその名をあらわさない。しかし田所の大舎人氏が絶えてしまったのではない。

今日、吉田社の社地の一角に、田所氏の邸宅があり、連綿としてその家系は今日に続いている。その邸宅を訪い、家蔵の系図に接し、その社地を調査するとき、世の盛衰の波をくぐって、由緒ある伝統を守り続けてきた姿に感銘をうける。田所氏の略系図を左にかかげる。

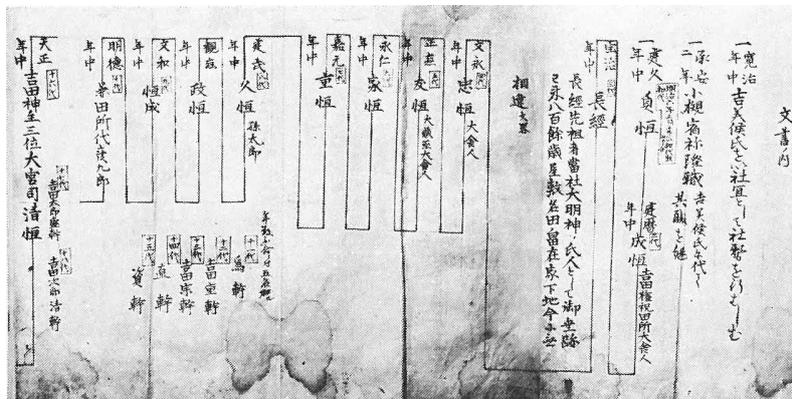
#### 第九表 権祝兼田所相伝系図

田所貞恒—成恒—忠恒—長恒—恒長

## 田所成恒の逸話

建久から建暦の四七年間田所であった成恒と、文永から元徳の六〇年間田所であった長恒の二人には、数々の逸話が残されている。その一、二を紹介することにしよう。

成恒の第一の逸話は鑑取（かぎとり）の恒高が書き残したもので、「恒高申状」に記されている。それは仁治二年の仮殿造営の時のことであった。



第 8 図 田所氏の系図（部分）（宮内町 田所恒喜氏所蔵）

「権祝兼田所成恒は、大祝恒光が関東（鎌倉幕府）の勘気を受けて、その釈明のために京都に出張している間に、自由勝手に飯宮の御神体を遷し奉った。正遷宮のとき御神体を仮殿に遷し奉るということは、大祝が行なう最も重要な神事である。それを大祝の不在中に行なうということが、第一もつてのほかのことだ。しかも成恒はこの時、御神体を一三体も残して遷宮を終わってしまった。全く粗暴この上もないやり方である。彼はまもなく疔瘡（かさ）（めんちょう）となり、もう少しで命も危うかったのに、色々と願を立て、ようやく一命を取りとめた。これは全く遷宮の時の成恒の非礼に対する吉田神の神罰であろう。まことに、神は非礼を受け給わずの言葉のように、吉田の神々は、成恒に神罰の疔瘡を与え給うたのである。嚴重の靈驗まことに恐れ奉る次

第である。」

鎔取恒高はこのように、その申状に述べている。大祝恒光の存在など眼中にない成恒、一三体もの御神体を残して遷宮を終えた成恒、疔瘡となっても、それをあらゆる手段を尽して治してしまった成恒、まさにその姿は在地に勢力を持つ田所らしく力強いものであった。

第二の逸話は、山本郷の郷地頭山本幹盛が書き残したものである。(平幹盛陳状)それは宝治年中のことである。田所成恒は、山本郷地頭の幹盛の祖父山本保幹と争った。権祝田所の身でありながら、郷地頭を相手に堂々と訴訟をおこしたのは、大舎人家では、成恒だけであろう。成恒は地頭保幹が勝手に田所得分を抑留し、百姓らの公事を左右したことに對して抗議した。地頭保幹は、成恒が田所の身でありながら、地頭をないがしろにする態度に出たことに激怒した。田所職に對する双方の考え方も相違していた。成恒の言い分は「田所職は、吉田社がその任命など一切を支配する当社御進止の職であり、私の家はその職を重代相伝してきた」というものである。一方保幹の言い分は、「田所職は、地頭と領家とが相談して私的に任命してきた職であり、田所が怠けたりしたときは、再三にわたって改補してきたほどである。重代相伝などとはおかしい。第一、田所職と権祝職とは、別々の職だ。兼帯相伝などとは全くもっておかしい」というものである。この成恒と保幹の対決は、幕府にまで持ちこまれて、問答が繰り返された。裁決は下されないままに、成恒の孫の長恒と、保幹の孫の幹盛の代まで持ち越されているのである。鎌倉に裁判を持ちこみ、堂々と郷地頭と対決した田所長恒の行動は、これもまた田所の自主性を示すものとして興味深い。

## 田所長恒の逸話

田所成恒の孫長恒が、文永八年（一二七一）十一月、所勞の父忠恒の後を嗣いで最初に出会った事件は、吉田社の鑑取の相論であった。この問題の発端は、修理亮某奉書によると、

「仁治二年（一二四一）大祝職をやめさせられた時、吉田社の御鑑は、神主代の貞保（貞行の父で、定使でもあった）に渡された。ところが貞保は異姓であり、大舎人氏ではなかったので、神慮も測りがたしという理由で、御鑑は、権祝であった成恒（成恒－忠恒－長恒・成恒－某－友恒）に渡された。ところが宝治年中（一二四七・四八）成恒が山本保幹と訴訟を起こしたので、地頭保幹は、田所職を没収して貞保の子の貞行に与えた。」

そこで貞行は、成恒を相手取って、山本郷の地頭山本保幹に田所職を確認された以上、吉田社の御鑑と神職、屋敷以下の進止権は、自分方にあると主張したが、用いられなかったらしい。そして鑑取の問題も、貞行の子と思われる恒高の代にまで持ち越された。恒高は、成恒の孫田所長恒を相手として、訴状を幕府に提出した。それが文永八年（一二七一）の恒高申状で、田所方を非難し、鑑取の任は当然自分にあることを長文に記してある。

この鑑取の争論を、田所長恒はどのように処理したであろうか。今日では史料もなく明らかにすることはできないが、長恒はこの年以降、六〇年もの間、田所職となっているのであるから、おそらく恒高と和し、吉田社の鑑取家を確立させたのではあるまいか。吉田社における鑑取家の特権が、長恒のときに定められたと考えることができれば興味深い。

徳川氏時代では、吉田社の鑑取の家としては、次の三家があった(2)。千波村の薮（しどみ）氏・大場村の権守（ごんのかみ）氏・大串村の宮

部氏である。これらの家は、徳川氏の時代になって、上記の村々に土着するようになったけれども、鎌倉・室町時代では、まだ吉田社の近郷に居住して、鑑取の役目を相伝していたかも知れない。栗田寛は、この三家のうち部氏を、貞保－貞行－恒高の後裔であろうとしている。しかし明証があるわけではない。

文永八年（一二七一）十一月田所となった長恒は、弘安六年（一二八三）十一月十三日には、社領の吉沼村を請料二五貫文で請負った。いわゆる請所（うけどころ）としたのである。鎌倉末期には、全国的に地頭請や守護請が多くなるのであるが、長恒も吉沼村を田所請とした、庄園領主にしてみれば、未進・対捍の続く支配をくりかえすよりは、一切を田所にまかせて定請料を年々の損否に関係なく、毎月十一月中に確実に納入させる方が得策である。こうして長恒は吉沼村の請主（うけぬし）となった。しかるに、正応元年（一二八八）になると、長恒は「本所に対し不忠を致す」という風聞が立ち、田所職を改易せられたが、無実の罪とわかったので、間もなく田所職に補任された。そして正応四年（一二九一）正月二十日には、はじめて田所給分が小槻氏から長恒に与えられた。それは宇喜郷内の成恒苗（名）跡の公田一町と、幣田一町および給田三反、合計二町三反であった。その二年後の永仁元年十一月十二日、長恒は、重代相伝の名田である酒戸郷内根崎の田地一坪(3)を、所労安穩のために吉田神社の神宮寺（薬王院）に寄進した。

正安四年（一三〇二）六月ごろには、長恒は山本郷の地頭幹盛と、田所に関する祖父成恒以来の訴訟をくりかえしている。しかしこの訴訟も、五年後の徳治二年（一三〇七）六月七日には、一応結着が付いたらしい。塩谷入道と森戸三郎という守護の使者が、山本郷に入部してきて、争論の対象となっていた田畠、在家を神主方に打渡した。元徳二年（一三三〇）二月二日、老境の長恒は、相伝の権祝の屋敷、名田畠、在

家と田所職とを、惣領恒長に譲ることになった。小槻氏の下文は、その状況を次のようにのべている。

「吉田社権祝の屋敷、名田畠、在家並びに田所職の事、長恒の譲に任せ、下知をなさしめ畢（おわ）んぬ。庶子の配分の地などに於ては、面々一期（いちご）の後、悉く惣領恒長に付し、知行致し、限りある神役並びに本所役など大小の事は、先例に任せ懈怠なくその沙汰を致すべし。かつ面々一期知行の程は、造営以下都鄙の沙汰のこと、惣領に向い、分限に随って合力の沙汰を致すべきの状、仰する所、件の如し。」

このうち惣領のほかの庶子に分配した土地は、その庶子たち一代の後には、惣領に返してその知行とすること、庶子たちはすべて惣領の命令に従うべきこと、と定めた文言、惣領の権威を高めようとしたもので、一般に惣領制が崩れつつある鎌倉末期では注目すべき内容である（4）。

成恒と長恒の例で見たように、権祝兼田所の大舎人氏は、大祝や神主の大舎人氏よりも郷村との関係も深く、郷務に専念したと考えられる。権祝家の大舎人氏は、こうして田所を名乗るに至ったのである。

## 吉田と京都を結ぶ定使

預所が、在京の都人であったのに対して、定使は在地の人々であった。定使（じょうし）は常陸と京都の間を往来して、年貢諸公事物の上納や、文書の送達などに従った。

吉田神社文書に見える定使の初見は、建保五年（一二一七）の包安という人物である。彼は遷宮用途料を着服して、雙六（すごろく）の負債をまかなったり、古材木を用いて田倉・竈神の両社の作事をごまかした男である。ついで嘉禄三年（一三一七）の文書に見える定使貞保もまた、年貢の未進分を京都で責められ、「国から弁進します」と請文（う

けぶみ)を出しておきながら、一旦国に帰ったら、逃げかくれて姿を見せなかった。

鎌倉時代の年貢諸公事の納期は、四月と定められていた。正治三年(一二〇一)正月二十二日の雑事二ヵ条の中に「四月を以て参期となし、郷々の在家の布および干鳥(ほしどり)などを運上すべきこと」「右は、年来四、五月内をもって運上せしむべきなり。しかるに近年九、十月に及ぶか。はなはだもって違例たり。自今以後は四月を以て参期となし、運上せしむべし」とある。しかし四月が納期と定められていても、期間中にはなかなか上納できなかった。その上、都から遠い常陸であるから、定使には不正や虚偽が起りやすかった。小槻氏は、こうした定使の言行に手を焼き、寛喜元年(一二二九)七月には、「社内の住人や定使らが領家小槻氏の下知を蒙ったと偽り、ひそかにいろいろな非行非論をするので、糺断せよ」と吉田社司に命じた。

定使貞保の後裔は、貞行一恒高と続いた鎰取の家である。また定使は神主代とも呼ばれ、ある時は田所にも任命されたほどであるから、決して身分の低い家柄ではなかった。むしろ大舎人氏に次ぐ在地の有力者であったのではあるまいか。そうであればこそ彼らは吉田社およびその社領の住民に代わって、領家小槻家の人々と応待することができたのであろう。史料などには現われることは少ないけれども、定使が京都と常陸を往来して、京都の文化や諸国の情報を郷土にもたらしたことは、意外に多かったであろう。

注 (1) この第二節の史料は、すべて「吉田神社文書」および「吉田薬王院文書」(原本は現存せず、市史編纂委員会で水戸彰考館本を数種の写本で校訂して孔版印刷に付した)によったので、注を加えることを省いた。

(2) 栗田寛著「常陸吉田神社事跡考」

(3) この田地一坪は六尺四方の坪ではなく、条里制の一坪で、一丁(町)

に相当する。

- (4) 惣領制とは、平安末期から鎌倉時代の武家社会で、一家一族の首長の地位にあるもの（惣領という）が、他の諸子・支族（庶子という）を統轄する族団制である。

### 第三節 吉田社領の郷村

#### 吉田社領の田数

吉田社領の概数は、鎌倉時代に伊勢大神宮の役夫工米の賦課のさい、国衙の在庁官人らが基準とした田数によると、一五〇町六反半であった。寛喜元年（一二二九）のときも、弘安八年（一二八五）のときも、吉田社領の田数は、一五〇町六反半と明記されている。

寛喜元年は、吉田・酒戸・河崎・吉沼・山本の五郷と細谷村および西石河の検注が行なわれた。安貞二年（一二二八）の翌年である。したがって国衙は、吉田社領の田数を、正確に把握することができたわけである。

吉田社領の検注は、安貞二年（一二二八）ののち、仁治年中（一二四〇―四一）にも行なわれたらしい。このときには、常葉・袴塚・宇喜の三郷と神生・佐渡二村および垣丸名（みょう）の台帳がつくられた。したがって社領一五〇町六反半というのは、正確にいうと、吉田・酒戸・河崎・吉沼・山本・常葉・袴塚・宇喜の八郷と細谷・神生・佐渡の三村および西石河・垣丸名である。弘安八年（一二八五）の文書に、「百五十丁六反半、これ八箇郷の分なり」とあるのは、まさにこの吉田以下八ヶ郷をさしたものと思われる。この吉田以下酒戸・河崎・吉沼・山本・常葉・袴塚・宇喜の八ヶ郷が、吉田社領のもっとも基本的な郷村であっ

た。

薬王院文書に残る吉田郷等検注目録は、応永十二年（一四〇五）十月八日に書写されたものであるが、本文書には、「税所南殿方よりの注文あん」と付記され、原題として「領家雑掌進ずる所の安貞二年戊子田検注百姓名井目録の事」とある。おそらく吉田郷以下五郷と細谷村および西石河の検注帳が、応永十二年ごろには、仁治帳とともに税所南殿のもとにあったのであろう。いまこの検注目録を一表にすると第十表のようになる。

第 10 表 吉田神社領郷村田数

郷村名	田 数	除 田 数	定収納田数
吉田郷	町 反 歩 29—0—240	町 反 歩 16—7— 0	町 反 歩 12—3—240
※宇喜〃	25—9—240	[10—8—120]	15—1—120
酒戸〃	16—9— 0	[ 4—6— 0]	12—3— 0
※袴塚〃	14—4—300	2—0—180	12—4—120
山本〃	14—2—240	3—1— 0	11—1—240
吉沼〃	12—6— 0	6— 0	12—0— 0
※常葉〃	12—1— 60	0	12—0— 60
河崎〃	10—3—300	[ 2—7— 0]	7—6—300
※佐渡村	8—7— 0	0	8—7— 0
細谷〃	5—1—120	8— 0	4—3—120
※神生〃	6— 0	0	6— 0
西石河	3—2— 0	0	3—2— 0
※垣丸名	2—300	0	2—300
計	町 反 歩 153—7— 0	町 反 歩 41—3—300	町 反 歩 112—3— 60

備考 吉田郷等検注目録（薬王院文書）により作製，※印は仁治帳のもの，〔〕印は帳計とことなるもの

吉田社領八カ郷のうち、もっとも田数の多いのは吉田郷の二九町余で、吉田社のあった吉田郷がもっとも開けていたことがわかる。ついで宇喜・酒戸・袴塚・山本・吉沼・常葉・河崎の順で、田数のもっとも少ない河崎郷も一〇町三反余であった。この八カ郷の合計は、一三五町七反余であるから、もし八カ郷が反別十束の年貢高であるとする、一万三五七〇束余が、吉田社に上納されていたわけである。一石十束とすると、それは一千三百五十七石余であった。

細谷・佐渡・神生は郷とよばれず、村とよばれた。おそらく新開の薄地であったのであろう。建長二年（一二五〇）に、佐渡・神生両村はようやく他郷なみに反別十束が問題になっている。それまでは反別五束の上納額であった。佐渡・神生両村の検注が行なわれた仁治年中（一二四〇―四一）は、建長二年より十年も前であるから、そのころの佐渡・神生の両村は、もちろん反別五束であった。郷とも村ともよばれていない西石河と垣丸は、おそらくさらに上納高が低かったと考えられる。

ところが、嘉元四年（一三〇六）八月十日の常陸国大田文（1）によると、吉田社領は「勅免番吉田社、百五十八丁六反半」と明記されている。したがって鎌倉時代の吉田社領の概数について、（一）役夫工米の賦課基準額としての一五〇町六反半と（二）検注目録の集計の結果としての一五三町七反（三）大田文に記載された勅免地一五八町六反半という三つの数字をもつことになる。おそらく鎌倉時代の吉田社領は、多少の増減はあったであろうが、一五〇町余の田数がその概数であったであろう。

## 酒戸・吉沼郷の人々

安貞二年の検注帳案が残っているのは、酒戸・吉沼両郷の分だけである。この両郷は、応永十二年の検注目録によると、その田数の概要は、第十一表のようなものであった。

第 11 表 酒戸・吉沼両郷田数

田	郷	酒 戸 郷	吉 沼 郷	合 計
(A) 田 数		町 反 歩 16—9— 0	町 反 歩 12—9— 0	町 反 歩 29—5— 0
(B) 除 田 数		[ 4—6— 0]	6— 0	5—2— 0
(A—B) 定収納田数		12—3— 0	12—0— 0	24—3— 0
損 田 数		2—1— 60	3—120	2—4—180

備考 吉田郷等検注目録（薬王院文書）により作製、酒戸郷の除田数は本書には 3 丁 5 反とある。

酒戸・吉沼両郷の田数の概数を示すものとして、つぎの三つの史料がある。

その一つは、吉田郷等検注目録に記載された田数であり、その田数は二九町五反であり、このうち除田が五町二反あるから、定収納田数は二四町三反ということになる。

その二は、酒戸・吉沼田地検注帳案の末尾に記載された帳計の二一町三反である。

その三は、酒戸・吉沼田地検注帳案を実計した二二町一反六〇歩（新田九反半をふくむ）である。ただしこの実計は、前欠の検注帳案の名主ごとの集計であるから、前欠部分は当然ふくまれていない。

要するに酒戸・吉沼の田数は、大体二〇町余であったことがわかる。いまこの田数の内訳を、人別に整理してみると、第十二表のようにな

る。(この人名は名田の所有者すなわち名主であり、名田とは私有地で、  
開発者や所有者などの名を付けて呼ばれることが多かった。)

第 12 表 安貞二年酒戸・吉沼名主別所有地

	名主のなまえ	名 田 数	新 田 数
1	恒 安	反 歩 32— 60	反 歩 0—180
2	中三郎・源次郎宮	26—120	2—180
3	名 主	21—240	2—240
4	守 直	16— 0	0—120
5	春 三	15—300	
6	二 郎 佃 士	15—300	
7	二 郎 佃 士	13—300	
8	春 宮	11—180	
9	牧 士	11— 0	
10	四 郎 別 当	10—240	
11	検 校 宮 権 太	7—240	
12	名 主 嶋 検 校 宮	6—120	
13	宮 四 郎 彌 宜	4—300	
14	彦 太 清 様	4—120	
15	左 平 二 案 主 次	4— 0	0—120
16	押 領 使	4— 0	
17	物 四 郎 彌 宜	3—300	
18	藤 平	3—120	1— 0
19	三 宝	2—120	
20	瑟 琶 入 道	1—300	
21	近 藤	1—300	
22	権 三 郎	1— 60	1— 60
23	嶋 三 郎	1— 0	1— 0
24	一 寸 宮	0— 60	
計		221— 60	9—180

備考 安貞二年(1225)酒戸・吉沼田地検注帳案により作製

総人数二四人のうち半数の一二人が、五反以上の名田所有者である。そのうちの一〇人が、一町以上のものであるが、おらくこの一町以上の一〇人が、当時酒戸・吉沼両郷の基準百姓であったのではあるまいか。とくに開発を行なっている「垣安」ら上層の四人は、酒戸・吉沼両郷の最も有力な百姓であった。その第一位の「垣安の場合を、詳細に検討してみよう。

第 13 表 恒安の名田

区分	里 坪	田 数	作 人
		反 步	
1	1-31	3- 0	春 三
2	1-34	11- 0	自 作
3	2- 9	3-120	彌 宜
4	2-10	1-180	藤 五 郎
5	2-20	1- 0	教 乘 坊
6	2-27	1- 0	教 乘 坊
7	2-29	2- 0	教 乘 坊
8	2-32	1-120	藤 五 郎
9	3- 2	4- 0	二 郎 佃 士
10	3- 6	3-180	二 郎 佃 士
11	※3-17	0-180	彦宗藤五郎
		32- 60	

備考 安貞二年酒戸・吉沼田地検注帳案（吉田神社文書）により作製

※印は新田の分

「垣安」は、三里にまたがる一一筆の名田、合計三町二反六〇歩を所有していた。そのうち、自作地は一里三十四坪(2)の一町一反だけで、そのほかの名田は六人の作人らに耕作させている。また教乗坊や彦宗

藤五郎らは、この検注帳案に名田所有者としての名が見えないから、かれらは垣安に従属していた人々で、垣安の命ずるがままに、名田耕作や新田開発に従事した者であろう。また垣安の自作田は下人（げにん）らによって耕作されていたであろう。

検注帳案の第三位「名主」の場合は、二町一反一二〇歩の名田所有者であるが、一里三十五坪に、一町三反もの自作田をもっている。その自作田の耕作の仕方は、「垣安」とおなじであったであろう。

「垣安」の自作田といい、「名主」の自作田といい、ともに一里三十四、五坪に集中していることは、この一里三十四、五坪の近くに「垣安」・「名主」らの屋敷があり、ここが酒戸・吉沼両郷の一つの中心地であったのであるまいか。なお押領使分四反と三宝分四反および一寸宮六〇歩は、いずれも「名主」の負担であった。三宝も一寸宮も、ともに「名主」が主宰する郷社か、あるいは「名主」の家の氏神であったのではあるまいか。

酒戸・吉沼郷の郷民の存在の形態を要述すると、総名田数二二町一反余の八五パーセントは、上層の一町前後の名主層によって占有されている。五反以下の一人の百姓は、総名田数の二五パーセントしか所持していない。しかも上層の代表的名主らのもとには、検注帳によろやくその名を見せる従属度の強い百姓がいる。さらに上層の名主層のもとには、その名を検注帳にもまったくあらわさない、隷属的百姓の存在が相当数考えられる。

このような酒戸・吉沼郷の郷民の姿は、おそらく吉田社領八カ郷の百姓の一般的な姿であったのではあるまいか。これらの郷民を支配したのが、地頭であり田所であった。酒戸郷の地頭は馬場氏であり、吉沼郷の請主（うけぬし）は田所長恒であった。酒戸・吉沼の郷民らは、鎌倉時代には、原則として反別稲十束、のちには反別錢三百文の年貢を、

地頭、田所らを通して、吉田社および小槻家に上納していた。

## 吉田郡の諸郷と吉田神社

吉田郡が常陸国中の私称の郡で、平安時代から起こったことは第五章で説明した。これは吉田社の鎮座する吉田本郷を基として四方に広がったものであるから、その領域も時代によって変化している。

第 14 表 吉田郡内郷村の田数

区 分	郷 名	田 数
		町 反 歩
1	恒 富	44-1- 0
2	石 前	35-0- 0
3	大 戸・長 岡	30-0- 0
4	戸 田 野	25-1-300
5	倉 員	25-0- 0
6	大 野	14-8-120
7	馬 渡	6-6- 60
8	中 野 根	6-4- 0
9	平 戸	3-2- 0
10	石 河	3-0- 0
11	武 田	2-8- 60
12	塩 井 河	2-0- 0
実 計	12 郷 計	198-1-180
帳計(A)	〃	223-1- 0
(B)	吉田社 (勅免地)	158-6-180
A + B	吉田郷 合 計	381-7-180

備考 嘉元四年 (1306) 常陸国大田文により作製

鎌倉時代の吉田郡には、吉田社領八カ郷と三カ村のほかに恒富郷以下一二カ郷があった。嘉元四年（一三〇六）の常陸国大田文によると、その一二カ郷は、第十四表のようなものである。

この大田文は、伊勢内宮役夫工米（本章第一節参照）を賦課するために、国衙の在庁官人税所氏が注進した田数である。

一二カ郷の実計は一九八町一反半で、大田文の「吉田郡二二三町一反」とくらべると、二四町九反半の不足である。郷の田数に誤写があるか、あるいは「当時の田数、その数に満たざるか」とあるように、国衙の諸郷支配が、衰退した結果であるかもしれない。

この大田文に記載された吉田郡一二カ郷と吉田社領八カ郷計二〇カ郷によって、当時の吉田郡の領域を地図上に比定してみると、いくらかの不明分を除いて、大体つぎのような状態がわかる。

吉田郡の領域は、南は涸沼および涸沼川を限り、北は那珂川をはさんで馬渡と袴塚を結んだ線の以南、東は馬渡・部田野（へたの）・平戸の各郷を結んで鹿島灘にのぞみ、西は袴塚・見川・大戸・長岡・小鶴を結んだ地域内であろう。要するに当時の吉田郡は、大抵現在の水戸市の東部および南部の領域であったことがわかる。

吉田郡二〇カ郷のうち、社領の八カ郷を除いた各郷のうち、吉田社と最も関係の深い郷は、恒富郷であろう。恒富郷は、酒戸・吉沼郷の東南部にあったが、室町期になると「恒富七ヶ郷」などとよばれて分郷され、吉田社の四月五日の膝着御祭の神事を郷役として行なっている。恒富郷について吉田社と関係の深かったのは、大戸郷である。吉田社の九月十五日の嘉例神事は、大戸郷役であった。

室町期になると、常陸の各郡には、一郡三三郷の称呼がよく使われている。吉田郡にも三三郷の称呼がある。おそらく、これは吉田郡がもっとも拡大されたときの称呼であろう。この三三カ郷の郷民は、吉田

社の三月三日の草餅鳥梟の御神事を郷役として行なっている。こうしてみると、吉田社領八カ郷・三カ村の百姓はもちろんのこと、それ以外の吉田郡下の各郷村の百姓も、吉田社ときわめて密接な関係を持っていたことがわかる。吉田社は、まさに吉田郡の産土神（うぶすながみ）であったといえよう。

### 郷から村へ

鎌倉時代の吉田郡には、郷も村もあった。吉田社領を例にとってみても、すでに安貞二年（一二二八）の検注のときに、吉田・酒戸・河崎・吉沼・山本の五郷と細谷村一村があり、仁治（一二四〇～四一）の検注のときに、常葉・袴塚・宇喜の三郷と佐渡・神生の二カ村があった。また恒富郷内に、延応元年（一二三九）ごろには、真美穴林村という村があったことも明記されている。

郷は、もともと国衙の支配下にあった。吉田郡二〇カ郷は、国衙に正税を収めていた郷である。この二〇カ郷のうち平安末期に、八カ郷が吉田社領となり、他の一二カ郷が、鎌倉時代にも国衙領として残されていた。もと国衙の支配下にあったときの年貢率は、反別十束であって、吉田社領八カ郷も、この国衙領時代の反別十束をそのままひきついでと思われる。

一般に国衙の支配下にある郷内の田地は、いわゆる公田で、私領とは区別された。鎌倉時代に荒野の開発や田地の売買・譲渡によって、しだいに私領が増加し、また国衙の支配体制の衰退によって郷が分裂し、郷内に村ができてきた。そのような情勢は吉田郡でも同様であった。たとえば佐渡・神生両村の出現を、その好例とみなすことができる。その後も鎌倉末期から室町初期にかけてさらに開発が進められ、その結果、多くの村々が続出するようになった。

その一例を恒富郷の場合に見ることにしよう。恒富郷は、平安末期に開発された郷で、嘉元四年（一三〇六）には、四四町一反であったが、暦応三年（一三四〇）には、十町余も増し、「恒富村々」十カ村に分かれて記載されるようになった。その状況は、第十五表のとおりである。

第 15 表 恒富十カ村の公田

村 名	公 田 数
	町 反 歩
大 羽	17-1- 15
大 串	8-0- 0
栗 崎	7-5-300
塩 崎	6-4- 80
入 野	4-4- 0
六反田	4-0- 0
石 河	4-0- 0
森 戸	2-9-240
矢 田	1-1- 0
遠 厩	0-1- 0
実 計	55-6-275
帳 計	55-7- 35

備考 暦応三年恒富村々公田注文(薬王院文書)により作製

恒富郷が鎌倉末期より南北朝期の動乱の過程で、十カ村に分立していく有様は、大羽・塩崎・入野・六反田・石河・森戸の六カ村の康永二年から応永三十二年まで（一三四三～一四二五）の年貢注文や田数注文（3）などによって、さらに詳細にみることができる。

その例として、康永三年（一三四四）七月の塩崎田数并得分物注文を

一表にすると、第十六表のようになる。この表によると、暦応三年（一三四〇）、公田だけで六町四反余と報告された塩崎村には、康永三年（一三四四）ごろには、九町余の公田以外の田地があり、さらに九反が引き続き開発されている。また、本田・新田・御作田の年貢と岡役（夫役であろう）はすべて銭で納められ、本田も新田も反別五百文が標準となりつつある。つぎに同年代の石河村の場合をみると、第十七表のようになる。

石河村の場合も、暦応三年には公田四町と報告されたのが、康永三年ごろには、御作田数を合わせると十町四反小と公田以外の田地とがあったことがわかる。そして代銭納は、本田の反別五五〇文と一定している。

このような公田と新開田との関係を、さらに明瞭にしているのは、康永四年三月の大葉村の場合である。大葉村目録を一表にすると、第十八表のようになる。

暦応三年（一三四〇）の石河村の公田は、一七町一反余と報告されている。しかし五年後の康永四年（一三四五）の目録によると、公田は十四町四反余と若干減少しているが、公田以外に開発田・神田・浮免田など多くあったことがわかる。

第 16 表 塩崎村田数并年貢

百姓名	田 数	新田数	御作田		田 数 (B)	新田銭 (C)	岡役銭 (D)	計 (A B C D)
			粃	代銭(A)				
単 位	反歩	反歩	石斗升合	貫文	貫文	貫文	貫文	貫文
ちや兵衛尉	18 —0	2—0	2,000	3,354	9,000	0,800	0,360	13,514
中 内	13 —0	2—0	3,000	4,948	5,850	0,108	0,200	11,106
右衛門入道	10 —0	0	2,000	3,300	5,000	0	0,270	8,570
覚 仏	8 —0	1—0	2,000	3,314	3,600	0,500	0,500	7,914
竹 田 内	7—180	0	0,500	0,816	3,375	0	0,300	4,491
性 願	7 —0	0	0	0	3,150	0	0,150	3,300
左衛門入道	6 —0	0	0	0	1,950	0	0,100	2,050
西 法	4 —0	0	0	0	1,800	0	0,250	2,050
孫 二 郎	3—120	1—0	0	0	1,562	0,500	0,420	2,482
武 藤 次	3 —0	2—0	0	0	1,200	1,000	0,150	2,350
嶋 内	3 —0	0	0	0	1,350	0	0,050	1,400
孫 四 郎	3 —0	0	0,433	0,712	1,350	0	0,200	2,262
孫 二 郎	2 —0	0	0	0	0,900	0	0,150	1,050
道 西	1—180	0	0,333	0,548	0,700	0	0,200	1,448
法 実	1 —0	1—0	0,353	0,548	0,750	0,500	0,100	1,898
計	90—120 (93—0)	9—0	10,619	17,570	41,537	3,408	3,400	65.915

備考 康永三年塩崎田数并得分物注文（薬王院文書）により作製

第 17 表 石河村田数并年貢

百 性 名	田 数	御 作 田			田 錢 (B)	岡役錢 (D)	計 (A B C)
		田 数	粃 数	代錢(A)			
単 位	反歩	反歩	石斗升合	貫文	貫文	貫文	貫文
源 三 郎	14 —0	2 —0	2,300	3,715	7,700	5,050	16,465
唯 舜 房	12 —0	2 —0	2,300	3,748	6,600	0,600	10,948
円 智 房	8 —0	2—120	2,685	4,563	4,400	0,600	9,563
弥三郎入道	8 —0	1—120	1,535	2,448	4,400	0,800	7,648
得 明 房	8 —0	1—120	1,535	2,448	4,400	0,700	7,548
二郎太郎入道	6 —0	1 —0	1,150	1,878	3,300	0,570	5,748
弥 二 郎	6 —0	1 —0	1,150	1,878	3,300	0,400	5,578
しん三郎・ 又四郎	5 —0	0	0	0	2,750	1,100	3,850
覚 明 房	4 —0	1 —0	1,150	1,878	2,200	0,200	4,278
乗 心 房 跡	4 —0	1 —0	1,150	1,878	2,200	0,350	4,278
三 郎 太 郎	3—120	1 —0	1,150	1,878	1,832	4,000	4,110
兵 衛 四 郎	2 —0	0	0	0	1,200	0	1,200
新 二 郎	2 —0	0	0	0	1,100	0	1,100
き う 四 郎	1 —0	0	0	0	0,550	0,150	0,700
し ん 三 郎	1 —0	0	0	0	0,550	0	0,550
六 郎	1 —0	0	0	0	0,550	0	0,550
唯 舜	1 —0	0	0	0	0,550	0	0,550
六 郎 入 道	0	4 —0	?	2,200	0,600	0	0,550
計	86—120	18—0	16,105	28,512	48,182	10,920	87,614

備考 石河村田数并得分物注文（薬王院文書）により作製

以上塩崎・石河・大葉の三ヵ村の田数注文によって、郷を解体し、村を形成させた原動力が、郷民らのたゆみない開発の努力であったことがわかる。さらに、これらのほか、森戸・入野・六反田の年貢田数を見ると、ひろく年貢の銭納が行なわれ、反別の年貢高が、佃の場合は反別一貫、そのほかの場合は、反別四～五百文程度に一定され、「四百なり」「五百なり」という言葉に、反別の年貢銭の標準高を表現するようになっている。

年貢銭納はこの地方の村々に銭の流通が行なわれたことを示すもので、貨幣経済の歩みの一端を知ることができる。田谷の出土銭（第五節参照）は、その一つの証拠である。

第 18 表 大葉村の田数

区 分	田 数
公 田	丁 反 歩 14—4—300 (14—7—120)
開 発 田	21—8— 0
神田(1)	3—0— 0 (4—0— 0)
神田(2)	5—1— 1
浮 免 田	0—6— 0
計	44—9—300 (46—2—120)

備考 康永四年恒富大葉郷目録（薬王院文書）より作製

神田(1)は、惣社・吉田社など

(2)は、ほとんど在村の神社のもの（）内は帳計

## 武熊村の形成

吉田社領八ヵ郷内での新村の例として、武熊村の場合を考えてみよう。

武熊村の史料上の初見は、貞和五年（一三四九）三月十二日の鷹司師

平御教書（みきょうじょ）で、この文書によると、武熊村は山本郷内にあった。貞和五年三月、武熊村の一分地頭であり、かつ神宮寺薬王院の別当であった山本成珎が死んだので、その跡職のうち公田六反を、鷹司師平は、神宮寺修理料田として薬王院に寄進した。応安元年（一三六八）六月七日の文書によると、この六反の修理料田のことで、吉田別当康珎は、山本但馬四郎幹眷と争論し、解決している。この修理料田の年貢は、一貫五百文であった。その後、応安八年二月二十八日には、別当康珎はこの田を舎弟鹿王丸頼珎に譲り、応永十一年九月二十日には、頼珎はこの料田を弟子の幸楠丸に譲った。これらはいずれも別当の手継証文である。

第19表 武熊村田数并年貢

小 字 名	田数	年貢銭
かうしうかまゑのつゝみ そい	反 歩 1—0	文 0,650
同ならび	2—0	1,300
とをはま田	3—0	1,800
中はま田 まつの下	2—0	1,200
吉沼さかい くつきさき	1—0	0,400
大たきれ	1—0	0,500
たての下	1—0	0,500
つく田 まちおき小町	1—0	0,200
さかやのおき 大たきれ	1—0	0,400
大たきれ	1—0	(あれ小)
計	14—0	6,950

備考 応永二十五年武熊村岡田の年貢日（薬王院文書）により作製

この武熊村の田地は応永二十五年（一四一八）九月十二日書写の「武熊村岡田の年貢日記」によると、第十九表のとおりである。

この一町四反のほかに、薬王院の修理料田となった六反があるから、合わせて二町となる。

第 20 表 武熊村の田数

小 字 名	別 当 分		香 丸 分		そ の 他		計
	田 数	知行主	田 数	知行主	田 数	知行主	
ゑの木の下	3—0	別 当	5—0	香 丸			8—0
はぬきまち	1—0	〃	2—0	〃			3—0
ま ち 田	3—0	〃					3—0
さかと下(長不作)	1—0	〃	2—0	〃			3—0
※松の木下	2—0	〃					2—0
きやうつか下	1—0	〃					1—0
※大田きれ	1—0	〃	2—0	〃			3—0
そりまち			2—0	〃			2—0
は ま た			3—0	〃			3—0
しほへさかい			2—0	〃			2—0
はやとし前			2—0	〃			2—0
と う の 口			1—0	〃			1—0
きおろしたいたう			1—0	〃			1—0
※みそそへ			1—0	〃			1—0
かと田(今は畑)					2—0	山本東殿	2—0
道意か家めぐり					1—0	不知行	1—0
あ ら 田	6—0	供 僧					6—0
大 田 きれ	1—0	せうし					1—0
水 戸 は し	1—0	円通寺					1—0
計	20—0		23—0		3—0		46—0

備考 武熊村田数注文(薬王院文言)により作製

山本郷十四町二反余から見ると、まことに小さな村である。これが、その後山本郷をはなれて武熊村として独立していく。

年未詳の武熊村田数注文によると、武熊村の田数とその知行主の状態が、さらによくわかる。(第二十表参照)

これによると、武熊村四町六反は別当分と香丸分とにほぼ大別され、そのほかに山本東殿分と不知行分がいくらかあったことがわかる。別当とは吉田薬王院の別当である。さらに前記の修理料田六反は「あら田」という所にあったこともわかる。「せうし」は、承仕であろう。円通寺(大掾氏の菩提寺)は「水戸はし」の近くにあった。

第 21 表 武熊村の田在家

百 姓 名	在 家 数	田 数
か う し 内	1 軒	1 町 — 7 反 — 6 歩
太 郎 八 郎	1 〃	1 — 2 — 0
い や 五 郎	1 〃	0
八 郎 四 郎	1 〃	0
た か か き 内	1 〃	0
供 僧 分		6 — 0
円 通 寺 知 行	(水戸のはしのわき)	1 — 240
せ う 仕		1 — 0
七 郎 の た く ま い		1 — 0
大 田 き れ		2 — 0
か と た	(今は畑なり)	5 — 0
計	5 〃	4 — 6 — 240

備考武熊村田在家目録(薬王院文書)により作製

第二十一表は年未詳の田在家目録によって作ったものである。この田在家目録によると、武熊村の田数は四町六反大であり、在家は五軒であった。五人の百姓のうち、名田を持って一応独立していたのは「かうし内」と「太郎八郎」の二人のみで、「いや五郎」「八郎四郎」「たかかき内」の三人は、「かうし内」や「太郎八郎」や「供僧分」などの田を下作していた百姓らであろう。しかし彼らは在家を一軒ずつ持って

いるから、「かうし内」や「太郎八郎」らの下人ではなかった。この田在家目録は、「薬師十二神も御ばつ侯へ、いつわりなく候」と起請（きしょう）の詞をのせているから、武熊村の実態を記しているものと考えられる。とくに「水戸はしのわき円通寺知行」という記載は注目される。

山本郷一四町二反余から分立した武熊村は、最初二町余りあったが四町六反余となり、五軒の百姓が住み付いた。開発の契機となったのは、水戸橋の円通寺の存在であったかもしれない。この小村の分立に、水戸地域の発展の具体相を推察することができよう。

## 吉田神社の祭礼と郷村

鎌倉末期から、室町の初期にかけて、吉田神社の周辺に新しい村々が生まれてくると、祭礼にもこれらの郷村の力が大きく加わるようになる。

寛治四年（一〇九〇）の文書によると、恒例の祭会と、その祭会料および諸雑舎の修理料とが、第二十二表のように記されている。

これによると、吉田社の祭会料および修理料の合計が、租穀八三〇束とあり、表A・B・Cの合計が、御炊屋料五斗を除くと、ちょうど八三石であるから、十束一石の割合で計算していることになる。当時、熟田の反当たり年貢額は、十束であったから、吉田社の祭会料および修理料田の面積は、八町三反ということになるろう。

つぎに嘉吉（一四四一～四四）ごろの「神事次第」を表示すると、第二十三表となる。

この室町時代の吉田社神事次第を見て、とくに平安末期の神事と異なっているのは、毎年大神事が加えられた点である。

## 第 22 表 吉田社祭会と祭会料

(吉田神社文書 寛治四年宣旨写により作製)

## (C) 諸雑舎修理工

## (A) 月並祭会と祭会料

修 理 場 所	修理工高
本 殿	10 <sup>石</sup>
飯 宮	2
御 財 倉	1
中 門	1
又 中 門	1
東 細 殿	1
南 屋	1
□ 庁 祭 殿	5
御殿御前仁門 (二本)	9
掃 治 料	1
C 計	32 石
A + B + C (30+21+32 石)	83 石
御 炊 屋	0.5

祭 日	祭 会	祭会料
正月 1 日	御 祭	3 <sup>石</sup>
	歳 御 祭	2
2 月	御 祭	3
3 月 3 日	御 祭	3
4 月 5 日	御 祭	3
5 月 5 日	祭	2
6 月	依 那 布 上 祭	2
7 月	御 祭	3
8 月	新 物 祭	3
9 月	祭	3
11 月	御祭庁神久 (羅)	3
A 計		30 石

## (B) 末社祭会と祭会料

	祭 会	
1	黒 九 祭	2 <sup>石</sup>
2	飯 宮 祭	3
3	夕 神 久 祭	3
4	朝 祭	3
5	千 五 百 集 神 祭	2
6	国 主 御 祭	3
7	坂 戸 祭	3
8	詎 神 御 祭	2
B 計		21 石
A+B (30+21 石)		51 計

第 23 表 室町時代吉田社神事一覧（古田社神事次第により作製）

※印は寛治四年にみえる神事

## (イ) 月並神事

祭 日	祭 会	出 役
※ 正月 1 日		吉田郷役
正月 7 日		坂戸役
正月 8 日		[坂戸役]
正月 14 日		浮郷役
※ 2 月 1 日		川崎郷役
※ 3 月 3 日	草 餅 鳥 鼻 神 事	33 郷役
※ 4 月 5 日	膝 着 御 祭	恒富 7 カ郷役・塩崎
※ 5 月 5 日	御 田 神 事	吉田・浮・酒戸・常葉・吉沼〔女 1 人宛〕
※ 6 月 6 日	氷 神 事	那珂東西役・吉田払沢・徳蔵赤沢
7 月	見 浦 御 神 事	袴塚郷役
※ 7 月 7 日	御 祭	吉田郷役
※ 8 月	子 日 御 神 事	浮郷・吉田千波役
9 月 9 日		箕川郷役
※ 9 月 15 日	喜 例 神 事	大戸郷役
9 月 19 日	月 日 御 祭	神生村役
10 月 10 日	収 納 神 事	山本郷役
12 月	初 午 之 御 神 事	神生分納
	七 社 宮 上 之 神 事	

## (口) 末社神事

区分	祭 日	祭 会	末 社	在 所	大 夫
1	11 月	捧幣御神事	散 飯 宮	吉 田 (宮下)	長 大 夫
2	11 月 午 日	御神事御祭	押 手 宮	吉 田 (藤柄)	税 所 分
3	11 月 未 日	〃	笠 原 宮	塩 崎 (中内)	大 彌 宜
4	11 月 申 日	〃	電 宮	浮 (浜田)	笛 大 夫
5	11 月 酉 日	〃	稻 荷 宮	吉 田 (月能井)	納 豆 大 夫
6	11 月 戌 日	〃	飯 宮	山 本 (浜田北)	大 税 大 夫
7	11 月 亥 日	〃	国 見 社	吉 田 (露)	衆 生 彌 宜
8	11 月 子 日	〃	早 歳 宮	山 本 (橋本)	筒 柄 大 夫
9	11 月 丑 日	〃	坂 戸 宮	坂 戸 (太子堂下)	賀 良 大 夫
10	11 月 寅 日	〃	水 戸 宮	浮 (武能堂下)	高 彌 宜
11	11 月 卯 日	〃	千五百集所宮	山 本 (武能下)	小 彌 宜
12	11 月 辰 日	〃	八竜神宮	吉 田 (越沢)	払 税 大 夫

## (八) 毎年大御神事

祭 日	祭 会	出 役
4 月 5 日	東 宮 之 御 神 事	恒富 7 力郷膝着
4 月 29 日	流 鏑 馬 神 事	下居吉沼田銭
2 月 18 日	左 大 臣 御 祭	那珂西・東御役
3 月 27 日	右 大 臣 御 祭	恒富 7 力郷役
5 月 3 日	懸 毛 初 午 御 神 事	鹿鳴郡役
6 月 晦 日	御 素 木 之 払 御 神 事	吉田郷内払沢村役
7 月 16 日	風 流 御 神 事	吉田 9 力村役
8 月 9 日	漁 之 御 神 事	吉田郷内千波村役
9 月 29 日	頼 朝 之 御 神 事	〔流鏑馬〕坂戸下居郷役

つぎにこの神事次第によって明らかとなった点は、末社の神事が十一月にまとめて行なわれている点と、末社の数が多くなっている点、さらに月並（表イ）末社（表ロ）毎年大御神事（表ハ）のいずれもが、吉田社周辺の郷村の出役によって行なわれている点などである。払沢村・千波村などとよばれる新しい村々の名称は、とくに目につく。以下、吉田社の祭会神事と郷村との関係に留意しながら、神事の内容を見よう（4）。

## 月並の神事

正月には、一・七・八・十四日に四回の祭会が行なわれた。この四回の祭会では、一日の神事と「歳御（としの）祭」が古い。七日の祭会は恒高申状に「正月七日御戸開き」とあるから、御戸開きの神事である。正月の祭会は、いずれも吉田社に近い吉田・酒戸・宇喜郷などの負担出役で行なわれた。

二月には、二月一日に祭会があり、川崎郷の出役であるが、その神事の内容はわかっていない。すでに寛治年中にも行なわれていた神事である。

三月三日の祭会は、「草餅鳥臈の神事」と呼ばれているように、早春の野山の珍品を神前に供した節句神事であろう。三三カ郷の出役となっているが、おそらくこれは、吉田郡三三カ郷のすべてから供出されて行なわれたのであろう。もちろん寛治のころから行なわれていた神事である。

四月五日の祭会も古い。これは膝着（ひぎつき）の神事と呼ばれている。膝着というのは、神官らが祝詞を読むとき、神前に敷いた布にひざまづくことである。建保二年（一二一四）の文書に「膝付准布三反」とある。したがってこの神事は神官らにとっては、大切な神事であった

と思われる。建暦三年（一二一三）の文書によると、この日の御供料は、「東郡五石、西郡五石、国の符に任せ勤め来るところなり」とあるように、那珂東・西両郡の備進であった。神事次第によると「恒富七カ郷よりの役、塩崎は大禰宜分これを納む」とある。これは平安期には、那珂両郡の役であったのが、鎌倉末期以降、恒富七カ郷の郷役となったのかもしれない。

五月五日の祭会は、「御田神事」とあるように、御田植の神事であろう。吉田の寺家と、宇喜・常葉・酒戸・吉沼の百姓家から早乙女が一人ずつ出て、計五人の早乙女によって、田植歌に合わせて、吉田社の神田の御田植の神事が行なわれたのであろう。もちろん寛治のころから行なわれて、郷民らは豊かな収穫を神に祈念した。

六月の祭会は「依那布上祭」とも「氷の神事」とも呼ばれていた。寛治以来の古い神事であるが、その内容はよくわからない。那珂東・西両郡の出役であり、かつ吉田郷内の払沢村と笠間郡徳蔵・赤沢両村の出役であった。払沢村というと「六月晦日の大祓い」と関係がありそうである、半年間の罪と穢れを払い去るために、「茅萱（ちがや）」で輪をつくったり、人形（ひとがた）を水に流したりする「夏越祓（なごしのはらい）」を、神事として行なったのではあるまいか。払沢村・徳蔵村・赤沢村は、いずれもこの「夏越赦」と関係が深い村々であった。

七月の祭会は、室町期になると二回となった。七月七日の御祭は、古くからある祭会であるが、「見浦の御神事」とよばれる祭会は新しい。七月七日の御祭は、古田郷の出役であり、「見浦の御神事」は袴塚郷の出役であった。建仁二年（一二〇二）の文書によると、袴塚郷に二反の朔幣田が定められている。したがって「見浦の御神事」は、七月一日に行なわれたのではあるまいか。

八月の祭会は「子日（ねのひの）御神事」とも呼ばれている古い祭会

である。宇喜郷と吉田郷内千波村の負担であった。

九月の祭会は、のちには九日と十五日と十九日の三回となった。九日は箕川郷役、十五日は嘉例神事と呼ばれて大戸郷役、十九日は「月日（つきひの）御祭」と呼ばれて神生村役であった。この九月十五日の祭会が、吉田社の大祭の日で、今日では十月十五・十六日に行なわれている。嘉例の神事とよばれているわけであろう。この日、神輿は細谷村の舟渡場に仮屋を設けて、那珂川原に渡御するのが慣例となっていた。九日・十九日の神事の内容はわかっていない。もちろん九月十五日の嘉例神事は、寛治のころも行なわれていた。

十月十日の「収納（まとい）の神事」は、寛治ごろにはなかった祭会である。山本郷役で、新穀収納の感謝をこめての神事であったであろう。

十一月は、祭会の月で、庁の祭殿では、朝夕に神楽が行なわれ、末社の祭会をもかねて、十二日間続けられた。寛治以来の神事である。

十二月には「初午の御神事」と「七社宮上（みやのぼり）の御神事」が行なわれていた。これは寛治にはなかった。

以上、吉田社の月例の神事を記したのであるが、室町時代には祭会の回数も増し、吉田郡はもちろんのこと、那珂両郡や笠間郡にまでも、祭会の諸役が割りふられている。これは吉田の神の崇敬と郷村の生活との深い関係を物語るものである。

## 末社と祭礼

吉田神社の末社は、室町時代には一二社が数えられている。吉田郷内には散飯宮・押手宮・稻荷宮・国見宮・八竜宮の五社があった。

散飯宮（さばのみや）は宮下にあった。散飯とは、生飯とも三飯とも三把とも書き、初穂を神に供えて、そのおさがりを自分が食べること

であるから、散飯宮は御初穂を納め奉った宮であろう。捧幣は、散飯宮の大切な神事であった。したがって吉田社の宮下にあったのであろう。しかし今日はない。

押手宮（おしてのみや）は、吉田社の社印を奉蔵した宮で、社印は吉田社の象徴とされて、大切に保管されていた。鹿島社にも押手宮がある。藤柄にあったが、今日はない。

稲荷宮（いなりのみや）は農業の神で、月能井にあった。この宮は現存し、末社の一つに数えられている。

国見社（くにみのやしろ）はもと露という在所にあった。徳川時代になって、佐野弥左衛門が「猪山堀」の外屋敷を拝領したとき、その下屋敷（古宿）に遷したという。（佐野六蔵文書）いまでも末社の一つに数えられている。

八竜神宮（わだつみのかみのみや）は海神であり、水神である。越沢にあったといわれるが、越沢は今日の鯉沢ではあるまいか。

以上吉山五社（散飯・押手・稲荷・国見・八竜）のうち、今日でも末社に数えられているのは、稲荷・国見の二社だけである。

山本郷内には、飯宮と早歳宮と千五百余宮の三末社があった。飯宮（いいのみや）は、浜田北にあり、寛治にも見えている。早歳宮（はやとせのみや）は橋本にあり、応永年間の武熊村田数注文には「二反 やとし前」とあるから、橋本は武熊村の一字（あざ）であったことがわかる。両社とも現在も末社の一つに数えられている。千五百余宮（ちいほあまりのみや）は武熊下にあった。寛治以来の末社であるが、今日はない。

宇喜郷内には、電宮と水戸宮の二末社があった。電宮（いかづちのみや）は浜田にあり、水戸宮（みとのみや）は武熊堂下にあった。前者は電神であり、後者はおそらく水神であろう。この二社は寛治の文書に

も見えず、また今日では末社に数えられてもいない。

室町期の吉田一二末社のうち、酒戸・笠原の二社は今日も市内にあり、二所別宮として別格の取り扱いをされている。室町時代には笠原宮は、塩崎の中内という在所に、酒戸宮は酒戸の太子堂下というところにあった。

一二末社の祭礼は、十一月に行なわれる国庁殿祭（くにのちょうどのまつり）に続いて、一二日間一日一社あてに行なわれた。その祭礼の祭主がそれぞれ異なっていた。散飯は長大夫・押手は税所氏・笠原は大禰宜・電宮は笛大夫・稲荷は納豆大夫・飯宮は大税大夫・国見は、衆生禰宜（嘉吉年中以来禰宜が怠ったので吉田社家）・早歳は筒柄大夫・坂戸は賀良大夫・水戸は高禰宜・千五百余は小禰宜（嘉吉年中以来小禰宜が怠ったので飯宮の別当）・八竜は払税大夫であった。社印を奉蔵する押手宮の祭礼を国衙の在庁官人税所氏が主宰している点や、笠原・水戸・千五百余の宮などを、大禰宜・高禰宜・小禰宜が主宰している点などは、とくに注目されよう。

## 新しい祭会と村人

月並神事と末社の神事とは、すでに寛治の文書にも見えている祭会である。しかしつぎにのべる「東宮の神事」以下の八つの祭会は、平安期にはなかったのである。おそらく小槻氏が吉田社の領家となった平安末期以降、室町期を通じて、新しく吉田社の祭会として追加されてきたものであろう。

「東宮の御神事」というのは、もと月並神事として行なわれていた四月五日の「膝着の神事」に、四月二十九日の「流鏝馬（やぶさめ）」の行事を追加したものであろう。この流鏝馬は下居・吉沼の田銭によって興行された。元徳二年（一三三〇）の文書によると、酒戸郷分役と

して「公家御祭并四月廿九日」と見える、おそらく公家としての小槻氏と関係の深い祭礼であったであろう。

二月十八日の「左大臣御祭」と、三月二十七日の「右大臣御祭」とは、いずれも「公家の御祭」とよばれていたものであろう。那珂東・西両郡と恒富七カ郷の負担であった。

五月三日の「毛懸初午（けがけはつうま）の神事」は鹿島郡役であるが、守護などが主宰した武家の祭りではあるまいか。「御素木（みそぎ）の払（はらい）の神事」は六月晦日の大祓いの神事で、半年の罪穢を祓い清める神事である。払沢村役である点は、月並神事の「氷神事」の場合と同じである。おそらく室町時代になると、「夏越祓」も一般に流行したのであろう。

七月十六日の「風流（ふりゅう）の御神事」は盂蘭盆の行事である。吉田九カ村役とあるが、これも吉田九カ村あたりの村人の間に、盆の行事が一般化しているので、吉田社もそれを大御神事としたのであろう。八月九日の「漁（いさり）之神事」は、おそらく那珂川・千波沼の漁獲と関係がある神事であろう。九月二十九日の「頼朝の御神事」は、元徳二年（一三三〇）の文書にも明記されているように「関東別願の御祭」であった。下居・酒戸両郷の郷役で、流鏝馬が行なわれた。おそらく郷地頭らが中心となって、勇壮に行なわれたことであろう。

「東宮の御神事」以下の八大神事は、これを三つの種類に分けることができよう。

- 一、公家的要素の濃いもの 東宮・左大臣・右大臣などの御祭
- 二、武家的要素の濃いもの 毛懸初午と頼朝の神事
- 三、庶民的要素の濃いもの 御素木払・風流・漁の神事

これらの神事はいずれを考えてみても、鎌倉・室町時代の特性を持つ神事である。この八大神事は、払沢村・千波村をふくめる吉田九カ村

の村人らととくに密接な関係があった。そこに、寛治から嘉吉に至る四百年間の郷村社会の発展に対応した吉田社祭礼をみることができる。

### 鎌倉時代以降の吉田社領

平安時代には、吉田社は、その祭会料および諸雑舎修理料として、租穀八三〇束を定められていた。これは反別十束とすると八町三反の地であった。しかしこの八町三反が、どこであったかは史料に明記されていない。鎌倉時代になると、吉田社領は、八カ郷と三カ村および西石河、およそ一五〇町余と明確になってきた。南北朝・室町時代も、おそらくこの数郷村が、吉田社領の基本であったであろう。しかし鎌倉時代から室町時代にいたる間に、郷は村に分裂し、吉田社のあった吉田郷のごときは、九カ村に分かれた。この過程で、社領は在地の武士に押領されることも多く、吉田社領は急速に減少した。

「けだし応永より以降、天下悉く乱れて、民その処を安うする事あはず、わが水戸の如きも、馬場氏・江戸氏・佐竹氏など朝に亡び夕に興り、互に地を掠め国を争ふ事を宗として、神を敬ひ奉るの何物たる事を知らず。故に当時、古の神領域は武士の地となり、神官の所領又これを薬師仏に寄附るに至る。(中略)是を以て神宮寺益盛にして神社の祭礼甚だ衰へたり (5)」という状態であった。

前節でのべたように、嘉吉ごろ(一四四一～四四)の吉田社神事次第によると、吉田社の祭礼は、すべて、郡・郷・村の出役によって行なわれているが、それは吉田社領が解体した結果ではなかったであろうか。吉田社領は、室町初期にはその一五〇町余のうち、ごくわずかの神官の所領をのこして、その大部分は、解体していた。それ故にこそ、吉田社の祭会は、すべて郷村の出役に頼らざるをえなくなったのではあるまいか。こうして慶安元年(一六四八)十月二十四日、徳川家光が、吉

田社に一五石の朱印地を寄進するまでの二百余年間に、吉田社はその社領の庄園的領知をまったく終了したといえよう。

注 (1)「佐竹古証文」

(2)何里何坪とは、古代の耕地区画法である条里制の地割単位で、六町(丁)平方を里と呼び、その各辺を六等分して一町(丁)平方を坪と呼び、一里を三十六坪とし、これを碁盤目に区画し、里を横に並べたものを条と呼び、縦に一条、二条、三条、横に一里、二里、三里と数える。こうして何条何里何坪といえ、その土地の所在がすぐわかるように仕組んだものである(第四章第二節参照)。

(3)「薬王院文書」

(4)・(5) 栗田寛著「吉田神社事蹟考」参照

#### 第四節 水戸地方の旧仏教と新仏教

鎌倉時代に浄土宗・浄土真宗・日蓮宗・臨済宗・曹洞宗・時宗などが新たに興ったことは、仏教史上に画期的意義を持つものである。それまで既成の天台・真言両宗が平安朝廷と結びつき、貴族的な宗教の性質を持っていたのに対して、ひろく地方の武士や民衆の生活にまで教化を及ぼし、心の悟り、魂の救いによって信仰の絶対境を打ち立てようとしたところに、新興諸宗に共通の革新性がみられる。そして、このような新仏教の興起をうながした社会的要因として、公家階級の衰退、武士階級の発展にともなう戦乱と闘争の連続、興亡盛衰の常ならぬ世相、そのため人心深くひろがった罪業観と無常観、その無常観と罪業観からの救済という当時の精神界の動きを挙げることができる。

しかし新たな信仰の開教によって、直ちに既成仏教が後退したわけではない。鎌倉仏教が地方の武士や民衆生活にまで確かな地盤を拡大

したのは、室町時代のことである。鎌倉時代では、なお平安仏教の勢力が強く、それにくらべると、新宗派の発展と感化とは局部的であった。このことは地方の歴史を調べると判明するのであるが、とくに水戸地方の仏教史はそれをはっきりと示してくれる。京都や鎌倉など中央の宗教界の情勢がすぐ地方の生活に反映するものではなく、地方はその独自の政治的・経済的事情によって歴史を推し進める場合が少なくなから、旧仏教と新仏教との盛衰を形式的に割り切って考えてはならない。鎌倉時代の水戸地方では、前代以来、天台宗の寺院が多く、真言宗の寺院が比較的少なかった。新仏教としては、真宗・日蓮宗をはじめ、その他の諸宗が水戸周辺に伝わったが、とくに目覚ましい展開を示さなかった。そこで新仏教については、この時代に特筆すべき事蹟を残した真宗・日蓮宗のことを記し、その他は便宜つぎの時代であわせて説明しよう。

## 天台と真言

この地方の仏教界では、吉田薬王院を中心とする天台宗の勢力が依然として強かった。薬王院では延応元年（一二三九）栄智が住持のとき、将軍藤原頼経の命により、北条泰時が堂宇の修築を行なった。栄智の後には、広快（永仁五年讓）成玠（嘉暦二年讓）とつづき、成玠は延慶元年（一三〇八）、「先例」によって下妻の大宝八幡の別当職を兼ねたから、これ以前から薬王院の住職が大宝八幡の別当を兼帯していたものと思われる。成玠の後には良玠が継ぎ、延文四年（一三五九）に弟子康玠に職をゆずった。康玠の後には永和元年（一三七五）頼玠が住職となり、室町時代に及んだ(1)。このほか、平安末期からこの時代の初期にかけて、水戸地方に建てられた天台寺院には、仏性寺（栗崎）・長福寺（塩ヶ崎）・西福寺（島田、のち磯浜）・法円寺（小幡）・円福寺（鳥羽田）・

如意輪寺（小鶴）・観音寺（河崎、のち吉沼）、そのほか西徳寺・満福寺などがある。薬王院以下これらの寺は、後に「水戸十ヶ寺」と呼ばれた（2）。現在、大掾氏一族の墓がある石岡の平福寺は曹洞宗であるが、もとは天台宗であったと思われる。

また後に曹洞宗円通寺として再興された弥富寺も、もとは元亨元年、恵童によって常磐山に建てられた天台寺院で、大掾氏の菩提所であった。このように水戸地方の天台宗寺院は大掾氏と密接な縁故を持っていたが、また天台寺院の所在地から、水戸の大掾氏の勢力範囲が那珂川下流南岸から涸沼にいたる地帯であったことを推測できる。

真言宗では、この時代以前に建てられた太田の佐竹寺、上入野の小松寺などが中心となって、宗勢を維持したが、同宗が水戸地方で目覚ましい発展をつけるのはつぎの室町時代であって、鎌倉時代では、まだ天台にはるかに及ばなかった。

## 真宗・唯円房

親鸞の開教の時代、真宗発展史の一ページを飾るものは、常陸の稲田（笠間市）である。師法然の罪に連坐して越後府内に流されていった親鸞が、妻子を伴って、稲田に移住して来たのは、建保二年（一二一四）のことであった。この後、約二〇年にして帰洛するまで、親鸞は稲田及びその近辺の住民に教えを説いたので、初期真宗教団はまず稲田を中心として形成された。

親鸞の常陸移住の事情については、いろいろの説があるが、いずれも推測の程度を出ない。そのうち那珂郡に三善（みよし）という地名があり、親鸞の妻恵信尼が越後の三善氏の出身であるところから、何かの関係があったのではないかという説があるが、水戸と因縁があって興味深い。他方では、下野宇都宮氏の支族が笠間城にあって稲田付近

を領しており、宇都宮一族には法然の専修念仏の教えを受けた者があり、その上、常陸の天台宗の中には浄土教に近いものもあったことなどが、親鸞と稲田とを結び付けた事情だろうと思われる。

親鸞聖人門侶交名牒によると、常陸の門弟として

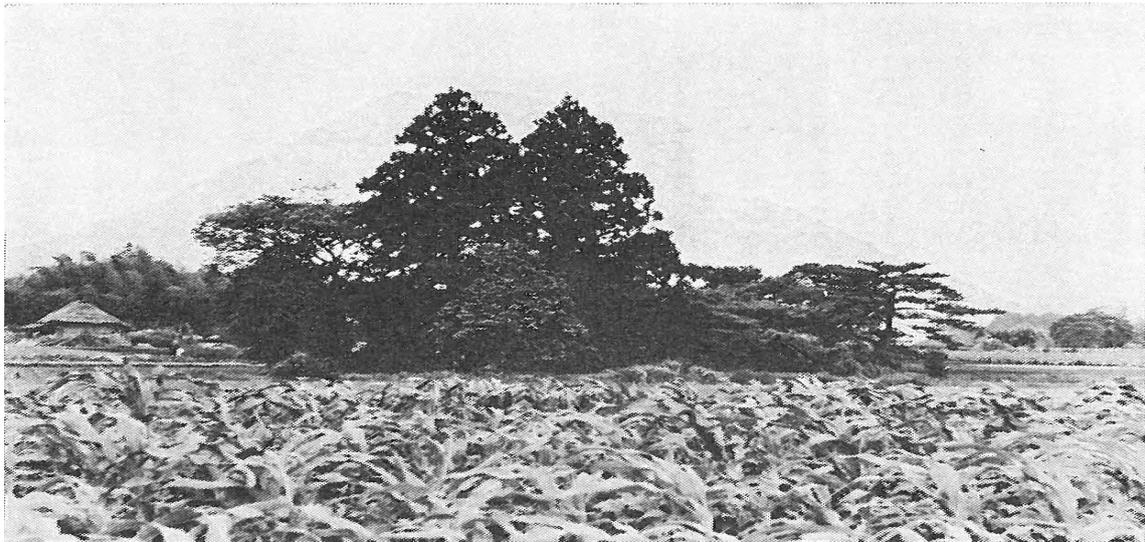
入西 乗念 順信 慶西 善性 実念 安養 入信 念信 乗信  
唯信 慈善 善明 唯円 善念 頼重 法善 明法 澄信

の一九名が記されている。この他、門下と推定しうる者を加えると、親鸞直弟子七〇余人のうち常陸の弟子は四五人も数えられる。そして順信を中心とする鹿島門徒、性信を中心とする横曾根門徒などが各地にひろがった。これら門徒は大てい在地の農民であった。農民たちが道場に集まって念仏を修する民衆的な信仰である点に、初期真宗教団の性格がうかがわれる (3)。

このような道場は水戸の地にも開かれた。建保六年、親鸞の直弟子唯円房が河和田榎本に道場をひらき、親鸞は度々ここに滞在して布教したという。現在残る心字池のほとりがその道場址と伝えられる。この唯円房は歎異鈔の選者に擬せられている人物であるが、この説にはなお研究の余地が多い。

唯円房の入信について、報仏寺略縁起集 (4) につぎのような興味深い物語がのっている。それによると、唯円房はもと北条修理之介平芳将の次男北条平次郎則義とあったが、常に殺生を好み、放逸無蕚の邪悪な人物であった。ところが反対にその妻は信心深い人で、親鸞に帰依し、夫の目を忍んでは稲田の草庵に参詣していた。この妻女があるとき親鸞にむかって、夫が仏法誹謗のものであるため、自分の家では念仏もできないと、その悲しさを訴えたので、親鸞はその志に感じ、帰命尽十方无碍光如来 (きみようじんじつぼうむげこうによらい) の十字名号を書き与えた。平次郎の妻はこれを大切に手箱の中に納め、夫

の不在中に香華灯明を供えていたが、たまたま帰ってきた夫にその様子を見られてしまった。夫はまさしく密夫の艶書に相違ないと疑い、名号を懐中に逃げ出す女房を斬り殺して、遺体を竹藪に埋めて家にもどった。ところが、不思議にも殺した筈の女房が出迎えたので、平次郎はそれまでのわけを妻に物語った。それを聞いた女房が、自分の懐中を改めたところ、不思議なことに名号がない。そこで藪の中を探してみると、女房の死骸はなく、そこには帰命の二字から袈裟がけに斬られ、血汐に染まった十字名号があった。これを見てさすがの平次郎も自分の罪を深く恥じ入り、妻と連れ立って稻田の草庵へ参り、親鸞に入門して唯円房と称したという。



第9図 伝唯円房の道場池址 ー河和田町ー

なお、唯円房の兄にあたる大部（飯富）の北条平太郎房維も、親鸞の門徒となって、真仏房といい、元仁元年大部に真仏寺をひらいたと伝えられる。

真仏寺はそれ以前は天台寺院であって、このときから真宗寺院となったわけであるが、その由緒は明らかでない。また、北条平太郎が唯円房の兄で真仏房といったことも、確かな証拠はなく、伝説の域を出な

い。

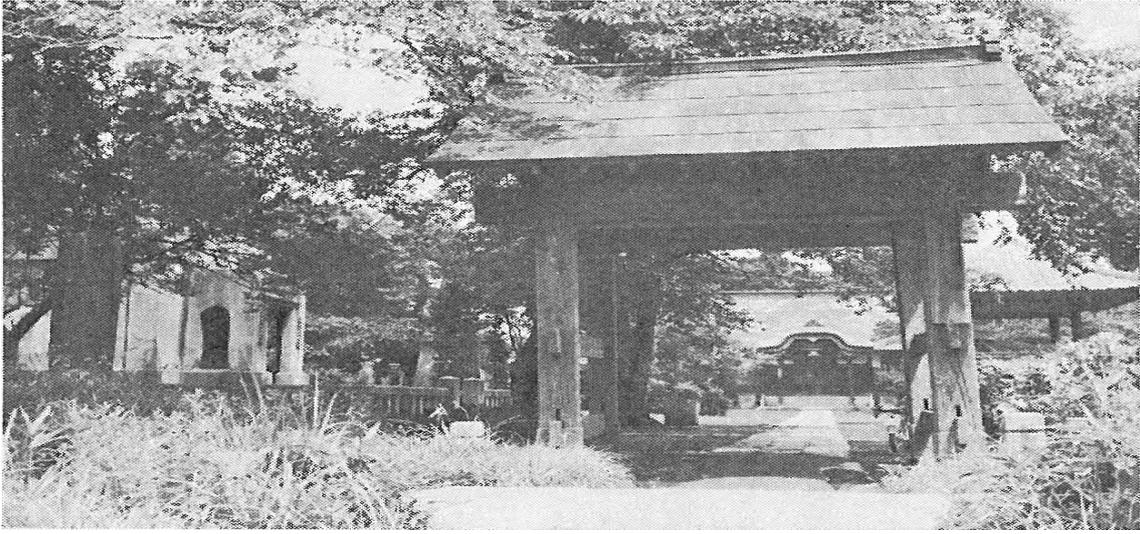
しかし、親鸞の消息集によると、「おほぶの中太郎」のもとに九〇余人の念仏者がいたという(5)。親鸞上人絵伝によると、「常陸国那珂西郡大部郷に平太郎なにかしという庶民」がいた。当時の人名では「中太郎」という呼び方はおかしいのであって、「源太郎」「平太郎」などと呼ぶことが多いから、「中太郎」は誤写(消息集は後の写し)で、「平太郎」が正しいと思われる。とすると、現在の飯富町の地に、平太郎という有力な門徒が信者の中心となっていたことは、確かな事実である。

また、このころ八田六郎知安が親鸞に帰依して浄安といい、宍戸に浄安寺をひらいたが、この寺は弘安二年に吉田郷にうつされ、元禄五年に現在地の木ノ折町(緑町一丁目)にかわった。

このように親鸞の教えは、まず稲田を中心としてひろがり水戸地域にも及んだのであるが、親鸞が京へ去った後、常陸の門徒の間に対立が起こり、宗勢は発展しなかった。

常陸の真宗門徒の間に対立は、親鸞の子善鸞が下向して、親鸞の教えとは違う信仰をひろめたことから起こった。善鸞は、親鸞の門弟たちが信ずる一向専修念仏の教えが諸宗の仏菩薩や神祇を無視し、また人倫の道をみだす邪教であると、領主や幕府に訴え出て、権力による専修念仏制禁のいとぐちを作った、といわれる。これに対して、親鸞は親子の関係を断ち、純粹の専修念仏を守るように門徒たちを励ました。この動揺は水戸地方の門徒にも波及せずにはやまなかった。前に記した大部の平太郎を中心とする念仏者九〇余人が平太郎を離れてしまったと、親鸞の消息集に記されている。この事件の真相は、詳しい史料がなく、ことに善鸞側の史料がまったく伝わらないので、明らかに知ることができない。真宗史では、善鸞の立場を非法としているので、その教えも正しく伝えられていないが、親にそむいて新儀の教えを説いた

ことは、複雑な事情によるものではなかろうか。ともあれ、この事件は、真宗史上の悲劇であるとともに、常陸の民衆信仰史上の波瀾でもあった。したがって、水戸の郷土史上でも、特筆しておかなければならない事件である。



第 10 図 妙徳寺 —加倉井町—

### 日蓮宗妙徳寺

この宗派では、開祖日蓮の入寂の後、その門下の六老僧、十八中老僧などが中心となって、安房・上総をはじめ東国一帯に教えを弘めたといわれる。水戸地方に伝わったのは、永仁元年（一二九三）に加倉井の領主波木井（はぎり）実氏（甲州波木井の豪族波木井実長の三男）が日蓮門下の中老僧日高（太田金吾乗明の子）を開山として、母妙徳尼の菩提のため妙徳寺を加倉井に建てたときである。日高はその後、下総中山の法華経寺三世となり、正和三年五八才で入寂した。波木井実氏の後は、実行・実宗とつづき、実宗の子通久は南北朝時代の嘉慶二年五月、江戸通高が難台城に小田氏を攻めたとき戦功を立て、この後加倉井氏を称して江戸氏の有力な部将となった（6）。そして加倉井氏は妙

徳寺の大檀那として室町時代にも代々その外護につとめたので、妙徳寺は、領主の興亡、戦乱の災に退転することなく永続した。しかし、鎌倉時代では、この寺のほかに日蓮宗の発展は見られない。

以上のように、水戸地域に新仏教が入りながら、さほどの勢力を持ち得なかったわけは、大掾氏と密接な関係を持つ天台寺院が根を張っていたためであるが、さらに根本的には、この時代には大掾氏一族以外の有力な領主がなく、また庄園制の下に郷村生活も発達していなかった事情を考えることができよう。

注 (1) 薬王院別当系図（吉田薬王院文書所収）

(2) 「水戸十ヶ寺」は水戸地方の天台宗を代表する寺院であり、真言宗との絹衣争論（第十章第三節参照）の時にも、活動している。

(3) 笠原一男氏著「親鸞と東国農民」

(4) 報仏寺所蔵

(5) 「親鸞聖人御消息集」第六通（親鸞聖人全集、書簡篇所収）

(6) 市内加倉井町加倉井四郎氏所蔵、加倉井氏系図

## 第五節 田谷町出土の古銭

### ごぼう畑の古銭

これまで述べてきたように、水戸地方では吉田庄の発達、吉田神社・薬王院など社寺の信仰、馬場大掾氏など武士団の活動がいちじるしい。これと互いに因果関係をもって、郷土の経済生活もまた発展したであろうことは、想像できる。経済生活といえは、貨幣の使用が盛んになったかどうか、経済発展の度合いを計る一つの尺度である。

わが国では奈良朝の初め和銅開宝を鑄造したのち、平安朝中期にか

けて、万年通宝・神功開宝・(以上奈良時代)隆平永宝・富寿神宝・承和昌宝・長年大宝・饒益神宝・貞観永宝・寛平大宝・延喜通宝・乾元大宝(以上平安時代)が鑄造された。和銅錢をふくめて本朝十二錢と呼ばれる。しかし平安時代中期までは、まだ経済事情が多量の貨幣を必要とするほど発達せず、人々は錢の使用を好まなかったので、売買には主として米・布などが以前のとおり使われた。ところが、平安時代の末頃から、中国の宋との交易が開かれ、その錢が輸入された。当時から、経済事情も年貢の納入、物品の売買などに貨幣の使用を便利とするようになったので、中国錢の需要はますます増加した。鎌倉時代中期以降は、錢の流通が一段と進み、錢を蓄積する者も多く現われた。それらの中には、地方の庄園を管理する役人(庄官)や、土地を多く所有する村落の有力者(名主)などもあった。輸入錢には北宋錢が最も多額で、次には、唐錢・南宋錢・元錢その他の錢もあり、また高麗錢などもまじっていた。室町時代初め頃から明との交易が盛んとなったので。明錢が多量に流れ込んだ。他方では、わが国の人たちが勝手に中国錢を模造して使うものも多くなった。この模造錢は、通用錢に刀で細工をして母型を作り、その母型から鑄造したもの、新たに母型を作って鑄造したもの、などがあり、錢の文字も元の字形をそのまま用いたもの、新たに字形を作ったものなどの区別がみられる。それらの模造錢は型が中国錢よりも小さく文字も不鮮明で、量目も軽く、表面も灰白色であったり、あるいは気泡のあとが出ているなどの点で、鑑別ができる。そのほか、島錢といって出所不明で粗悪なものもあった。

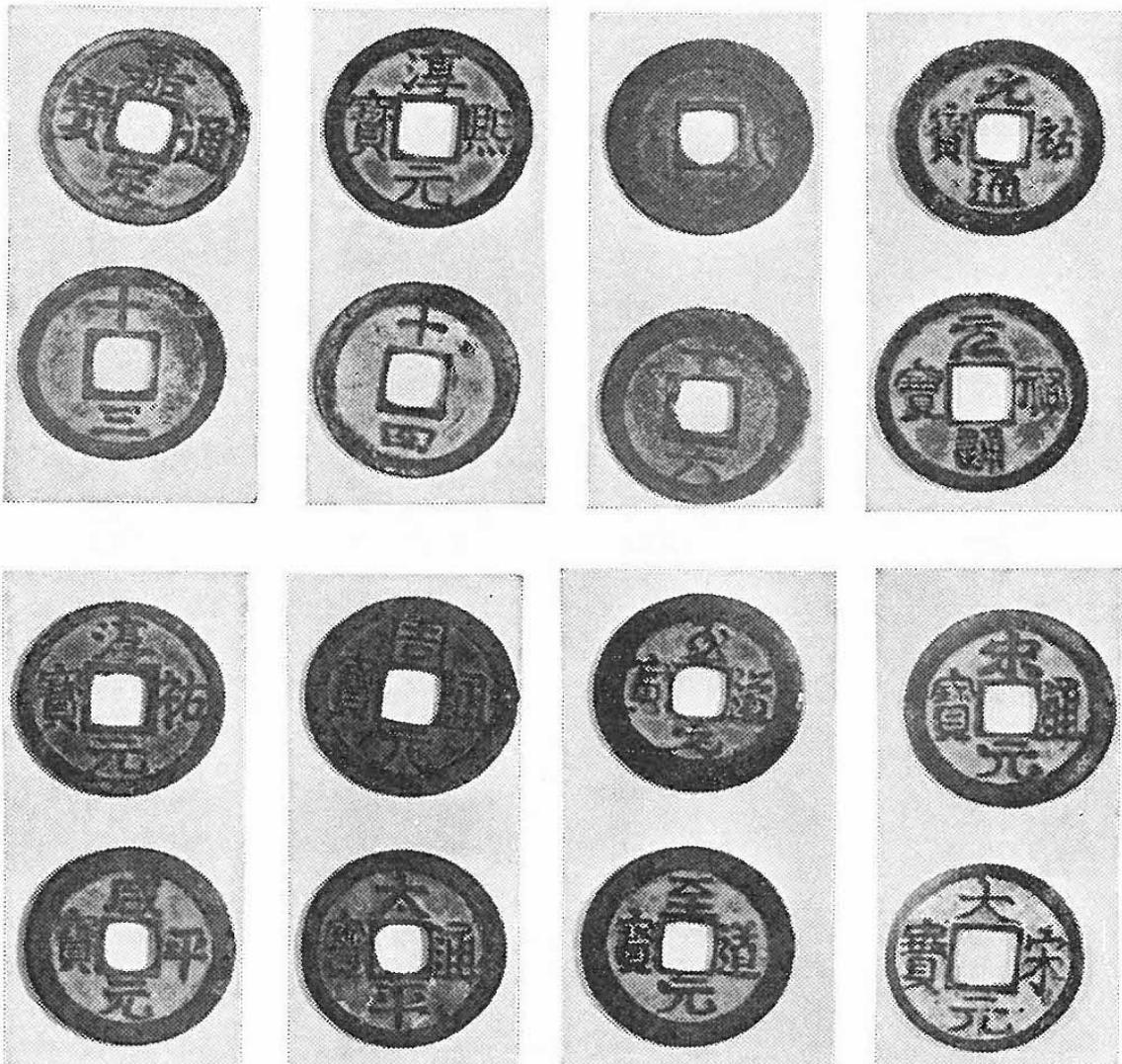
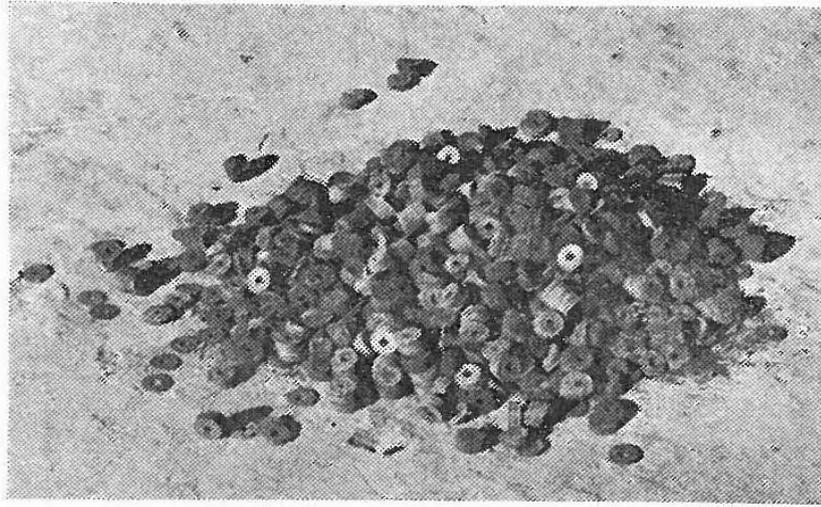
この時代の常陸では、錢の使用がすでに盛んとなっていた。建長四年(一二五四)吉田庄の領家小槻氏が常盤・袴墓(袴塚)両郷に熊野詣での費用十貫文を取り立てている。この両郷とも現在の市域である。そのほか年貢錢納のことが吉田社領に多く行なわれている(1)。また

常陸成田庄や信太庄でも、年貢を錢で納入した(2)。年貢の錢納は、百姓にも錢の収入の機会があったことを示すものであるから、水戸のあたりの村々でも錢が使われていたことになる。ところが、水戸市内で偶然古錢が掘り出され、鎌倉時代のこの地方の貨幣流通状況を示す実物史料を提供することとなった。

それは昭和三十七年十二月のことである。市街地と那珂川をへだてた田谷の台地(ここは奈良時代の廃寺址と思われる古代建築址がある。第四章第四節参照、また鎌倉時代国井氏の領地であった。第六章第一節参照)のごぼう畑から古錢が出た。容器はなく、そのほか錢に伴った出土品もなかった。この出土錢を分類すると、第二十四表となる。この第二十四表によると、田谷の出土錢はすべて、中国渡来錢で、総数六一四四枚、これを時代別に分類すると第二十五表となる。

すなわち、北宋錢が種類、枚数ともに最も多く、南宋は種類は北宋に次ぐが、枚数は割合に少ない。唐は開元通宝が多い。そして南宋の咸淳通宝(鎌倉時代文永の頃)を最下限として、それ以後の元錢はなく、明錢もない。明錢は室町時代の初期から洪武・永楽・宣徳などの通宝が多量に輸入されて、この時代から江戸時代初期まで盛んに流通したものである。これら元・明錢が全く見えないことは、この田谷出土錢が鎌倉時代後期のものであるからであろう。したがって、その頃の貨幣流通事情を物語る資料ということになる。

第 11 図 田谷町出土の古銭



第 24 表 田谷町出土錢一覽

錢 名	数 量 (枚)	時 代		錢 名	数 量 (枚)	時 代	
		中 国	日 本			中 国	日 本
開元通宝	522	唐	奈 良	元祐通宝	567	北 宋	平 安
乾元重宝	20	〃	〃	紹聖元宝	263	〃	〃
周元通宝	4	後 周	平 安	元符通宝	90	〃	〃
唐国通宝	9	〃	〃	聖宋元宝	231	〃	〃
宋元通宝	34	北 宋	〃	崇寧重宝	1	〃	〃
太平通宝	62	〃	〃	大觀通宝	89	〃	〃
淳化元宝	55	〃	〃	政和通宝	291	〃	〃
至道元宝	80	〃	〃	宜和通宝	27	〃	〃
咸平元宝	135	〃	〃	紹興元宝	2	南 宋	〃
景德元宝	166	〃	〃	正隆元宝	7	金	〃
祥符通宝	62	〃	〃	淳熙元宝	36	南 宋	〃
祥符元宝	173	〃	〃	紹熙元宝	14	〃	鎌 倉
天禧通宝	134	〃	〃	慶元通宝	6	〃	〃
天聖元宝	303	〃	〃	嘉泰通宝	3	〃	〃
明道元宝	30	〃	〃	開禧通宝	4	〃	〃
景祐元宝	97	〃	〃	嘉定通宝	20	〃	〃
皇宋通宝	751	〃	〃	大宋通宝	3	〃	〃
至和元宝	58	〃	〃	紹定通宝	6	〃	〃
至和通宝	58	〃	〃	嘉熙通宝	2	〃	〃
嘉祐元宝	145	〃	〃	淳祐元宝	7	〃	〃
嘉祐通宝	71	〃	〃	皇宋元宝	1	〃	〃
治平元宝	17	〃	〃	景定元宝	1	〃	〃
治平通宝	139	〃	〃	咸淳元宝	2	〃	〃
熙寧元宝	604	〃	〃	計	枚		
元豐通宝	742	〃	〃		6,144		

第 25 表 田谷町出土銭時代別分類

時 代	種 類	枚 数
唐	二	五四二
後 周	二	一三
北 宋	二七	五四二一
金	一	七
南 宋	一六	一六一
計	四八	六一四四

### 正宗寺の出土銭・水戸銭

この田谷出土銭と同様な古銭が、水戸地方でさらに発掘されると比較ができるが、そのような例は今までのところではない。ただ江戸時代の正徳二年、太田正宗寺の仏殿修造のとき、縁の下から数多の古銭が出たので、正宗寺ではその目録を書き上げ、藩主に献納した(3)。その目録を整理すると、第二十六表となる。(目録記載順による。また枚数でなく貫文であるが、一枚一文に当たる。)

右の第二十六表によると、至大通宝などの元銭、朝鮮(わが室町時代初頭、明德四年一一三九三建国)の朝鮮通宝が僅かながらふくまれているが、明銭は全然ないから、おそらく室町時代初頭の流通銭であろう。

一般に中国古銭の出土は諸他方に見られるが、その中、明銭をふくまない事例は比較的少ない。矢島恭介氏(4)の調査によると、全国二一例のうち、四ヵ所(福島県・大阪府・岡山県・佐賀県)を数えている。このほか、入田整三氏が、かつて鎌倉小学校庭出土の古銭を調査した報告(5)では、字体不明文を除いて、総数八五九八枚で、明銭をふくまず、そのうち北宋銭七五二八枚・唐銭七八一枚・南宋銭二三五枚で、北宋銭が圧倒的に多い。

第 26 表 正宗寺出土諸一覽

錢名	貫文	錢名	貫文	錢名	貫文
開元通宝	19,600	元豊通宝	2,9000	大宋元宝	20
唐国通宝	200	元祐通宝	11,900	建炎通宝	25
乾元通宝	800	紹聖元宝	10,700	紹興通宝	20
皇宋通宝	31,800	元符通宝	3,100	瑞平元宝	6
聖宋通宝	8,800	大觀通宝	2,700	嘉熙通宝	50
宋元通宝	800	政和通宝	9,300	開慶通宝	5
太平通宝	1,800	宣和通宝	600	至大通宝	5
淳化通宝	2,100	淳熙元宝	300	東国通宝	1
至道元宝	3,900	慶元通宝	500	海東通宝	1
咸平元宝	4,400	嘉泰通宝	300	富寿神宝	1
景德元宝	5,300	開禧通宝	100	周元通宝	1
祥符通宝	10,000	嘉定通宝	500	漢元通宝	1
天禧通宝	5,200	紹定通宝	300	神功開宝	1
天聖元宝	11,200	淳祐元宝	200	成康通宝	1
明通元宝	900	景定元宝	200	唐国通宝	1
景祐元宝	2,100	咸淳元宝	100	朝鮮通宝	1
至和元宝	3,600	景祐通宝	1,400	崇寧通宝	1
嘉祐元通	4,700	嘉祐通宝	2,500	大定通宝	1
治平通宝	5,600	正隆元宝	200	計	58種 234貫836文
熙寧元宝	23,000	(文字不明)	2,600		

備考 錢録には百文以上四十二品とあるが、四十品しか記さず、又唐国通宝が二百文と一文と両方にある。

このような傾向は、明錢をふくむ出土錢の場合でも、同様な特色となっている(6)。

右のように研究を進めると、田谷の出土錢は常陸では鎌倉時代末期の貨幣流通資料として、現在では珍重すべきものであるとともに、関東地方としても重要な資料である。これを正宗寺出土錢目録と併せて考えれば、すでに室町時代明錢の大量輸入を待たず、日宋貿易によって入って来た中国錢が、わが郷土で使われていたことになり、まことに興味深い。

ところが、ここに重大な疑問がある。それは室町時代から江戸時代初期にかけて、多くわが国で造られた模造銭がまじってはいないだろうか、との疑いである。模造銭の私鑄法とその形状・品質については前に述べたが、これも良銭とまじって諸所に発見される。もし田谷出土銭のうちに模造銭がまじっていたら、室町時代以前とする年代推定の根拠は全く崩れてしまうわけである。そこで念を入れて検討したが、今のところ混入の形跡はないように思われる。

さらに本邦模造銭の中には、水戸銭（水戸手）と呼ばれるものがある。これは江戸時代から蒐集家の注目する銭で、貨幣の書物に度々記されている（7）。それは北宋銭の模造であって、熙寧元宝・元豊通宝・嘉祐通宝・祥符通宝・天聖元宝・治平通宝など種類多く伝えられる。その特徴は、北宋銭に刀を加えて書体を少し変えたもので、元豊銭は楷書体となっている。銅質は灰白または黒褐色で、一見して中国銭とは識別できる。このいわゆる水戸銭は、慶長年中、水戸城主武田信吉時代に造られた、との説が江戸時代からある。これは信ずるに足りないが、水戸銭は加治木銭などとともに私鑄銭として名高く、現在でもそれを信じている蒐集家や業者がある。しかし水戸銭は加治木銭と違って、確かな証拠を欠いている。

加治木銭は島津義弘の領地、大隅の加治木で天正から寛永十三年まで、鑄造したもので、洪武通宝・大中通宝・紹聖通宝・元豊通宝その他があり、裏面に「加」「治」の文字がある。加治木に銭屋町の地名が残っているのは、鑄銭所の跡という（8）。水戸でも寛永年中、城下の浜田村で寛永通宝を鑄造し、その跡が銭谷（ぜにや）の地名で残っていたことは、江戸時代の郷土誌（9）にも出ているから確かな事実である。しかし、これは中国銭とは全く異なるものであるから、おそらく寛永銭鑄造の事実を誤り伝えて、他の地で造られた銭を水戸銭というように

なったものではあるまいか。それなら、この模造銭の鑄造地は何処かと問われれば、今までのところ、学界でもわからない。貿易用に私鑄が多く行なわれた長崎ではあるまいか。これも臆測にすぎない。ともあれ、江戸時代の弄銭家もてはやした、中国銭模造の水戸銭というものはなかったと考えられる。

このように検討すれば、田谷の出土銭を手にとって、鎌倉末の頃、この地に在住した国井氏に縁故のある庄官、または名主がこの銭を土中に埋めた有様を想像しても、突飛なことではなかろう。

- 注 (1) 「吉田神社文書」、建長四年五月小槻氏下文、その他。
- (2) 「荘園史料」下、東寺百合文書、貞和三年正月十八日信太荘百姓申状
- (3) 近藤正斎著「錢録」(近藤正斎全集所収) 所収、新安手簡
- (4) 矢嶋恭介氏「本邦に於ける出土銭貨」(日本考古学講座所収)
- (5) 入田整三氏「鎌倉小学校庭発掘の古銭調査報告」(考古学雑誌二五ノ九)
- (6) 同氏「発掘銭についての考察」(同二〇ノ一二)、日本考古学辞典付録、日本出土銭貨一覧(これは全国四〇地域の例を表示する。茨城はなく、関東では群馬六、千葉一、東京一)
- (7) 狩谷掖斎著「錢幣考証」、草間直方著「三貨図彙」、そのほか江戸時代の銭のことを記した書は同じことを記す。
- (8) 「義弘公御一代御事蹟」「旧典抜書」
- (9) 「水府志料」「水府地名考」「新編常陸国誌」